

2004

KEIO UNIVERSITY
LAW SCHOOL

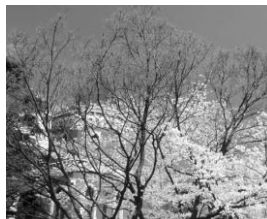


慶應義塾大学大学院
法務研究科(法科大学院)

履修案内

目 次

振鈴表	4
平成 16 年度学事関連スケジュール	5
平成 16 年度法務研究科(法科大学院)授業日程表	6
学生生活ガイド	9
学生証(身分証明書)	9
学籍番号	10
主な窓口サービスについて	10
学事センター	10
学生総合センター	10
メディアセンター(図書館)	12
ITC (Information Technology Center)	13
保健管理センター	13
掲示板	14
各種証明書	14
休講および休校について	15
教員を訪ねる場合	15
奨学金と保険について	15
履修案内	19
履修ガイド	19
カリキュラム一覧	22
履修申告について	23
履修上の注意事項	24
試験等について	25
進級・修了の要件	26
成績と GPA	27
休学・退学・留学について	28
補足(分野コード表)	29
講義要綱	31
英文科目名一覧	44



振 鈴 表

授業振鈴表	定期試験振鈴表(参考)
1 時限 9:00 ～ 10:30	1 時限 9:00 ～ 10:30
2 時限 10:45 ～ 12:15	2 時限 10:45 ～ 12:15
3 時限 13:00 ～ 14:30	3 時限 13:00 ～ 14:30
4 時限 14:45 ～ 16:15	4 時限 14:45 ～ 16:15
5 時限 16:30 ～ 18:00	5 時限 16:30 ～ 18:00
6 時限 18:10 ～ 19:40	6 時限 18:15 ～ 19:45

★ 緊急時における授業の取り扱いについて (三田)

交通機関ストライキ、台風・大雨・大雪・地震などの各種自然災害により鉄道等交通機関の運行が停止した場合や、大規模地震対策特別措置法(大震法)に基づく警戒宣言が発せられた場合などの授業の取り扱いは次のとおりとします。

1. 鉄道等交通機関運行停止時の授業の取り扱い

【対象事由】

1. 交通機関のストライキ
2. 台風・大雨・大雪・地震などの各種自然災害によるもの

【対象路線】

- ・山手線
- ・中央線(東京－高尾間)
- ・京浜東北線(大宮－大船間)
- ・東急全線(電車に限る)

のいずれか1路線の全区間または一部区間において運行停止となった場合は下記のとおりとします。

【時間・対応策】

1. 午前6時30分までに運行を再開した場合は、平常どおり授業を行います。
2. 午前8時までに運行を再開した場合は、第2時限から授業を行います。
3. 午前10時30分までに運行を再開した場合は、第3時限から授業を行います。
4. 正午までに運行を再開した場合は、第4時限から授業を行います。
5. 正午を過ぎても運行が再開されない場合は、当日の授業を休講とします。

【その他】

授業開始後に運行停止となるような場合は、状況により授業の短縮や早退など別途措置を講じます。掲示や構内放送、ホームページによる大学からの指示に従ってください。

* 交通機関の運行状況に係わらず、大規模な災害や事故等が発生した場合の授業の取り扱いについては、状況によりその都度指示することとします。

2. 大震法に基づく警戒宣言が発せられた場合の授業の取り扱い

首都圏・東海地方を中心とする大規模な地震発生が予想され、大規模地震対策特別措置法(大震法)に基づく「警戒宣言」が発せられた場合の授業の取り扱いは下記のとおりとします。

1. 「警戒宣言」が発せられた場合、ただちに全学休校とします。
2. 地震が発生することなく「警戒宣言」が解除されたときの対応は、交通機関運行停止時の場合に準じます。

★ 早慶野球戦が行われる場合の授業について

法務研究科においては早慶戦当日も、通常どおり授業が行われます。

平成 16 年度学事関連スケジュール

行 事	月 日
入学式（全研究科）	4 月 7 日（水）
ガイダンス	4 月 2 日（金）～7 日（水）
春学期授業開始	4 月 8 日（木）
健康診断	5 月上・中旬
開校記念日	4 月 23 日（金）
春学期補講日	7 月 22 日（木）～24 日（土）
春学期月曜代替講義日	7 月 17 日（土）
春学期末試験	7 月 26 日（月）～30 日（金）
夏季休業	7 月 31 日（土）～9 月 21 日（火）
春学期末追加試験	8 月 5 日（木）～6 日（金）
春学期末再試験	8 月下旬・9 月上旬
通信教育課程夏期スクーリング（参考）	8 月 18 日（水）～25 日（水）
秋学期授業開始	9 月 22 日（水）
通信教育課程夜間スクーリング（参考）	9 月 27 日（月）～12 月 15 日（水）
秋学期補講日①	11 月 18 日（木）午前
三田祭期間（予定）	11 月 18 日（木）午後～24 日（水）
冬季休業	12 月 23 日（木）～平成 17 年 1 月 5 日（水）
授業開始	1 月 6 日（木）
福澤先生誕生記念日	1 月 10 日（月）
秋学期月曜代替講義日	1 月 11 日（火）
秋学期補講日②	1 月 21 日（金）～22 日（土）
秋学期末試験	1 月 26 日（水）～2 月 1 日（火）
秋学期末追加試験・再試験	2 月
入学試験（学部 1 年）	2 月中旬
学位授与式	-----

平成 16 年度法務研究科(法科大学院) 授業日程表

	日	月	火	水	木	金	土
4月					1	2 ガイダンス	3 WP希望申告
	4	5 履修申告(1年)	6 履修申告(2年)	7 入学式	8 ①	9 ①	10 ①
	11	12 ①	13 ①	14 ①	15 ②	16 ②	17 ②
	18	19 ②	20 ②	21 ②	22 ③	23 開校記念日	24 ③
	25	26 ③	27 ③	28 ③	29 みどりの日	30 ③	
5月							1 ④
	2	3 憲法記念日	4 国民の休日	5 こどもの日	6 ④	7 ④	8 ⑤
	9	10 ④	11 ④	12 ④	13 ⑤	14 ⑤	15 ⑥
	16	17 ⑤	18 ⑤	19 ⑤	20 ⑥	21 ⑥	22 ⑦
	23	24 ⑥	25 ⑥	26 ⑥	27 ⑦	28 ⑦	29 ⑧
	30	31 ⑦					
6月			1 ⑦	2 ⑦	3 ⑧	4 ⑧	5 ⑨
	6	7 ⑧	8 ⑧	9 ⑧	10 ⑨	11 ⑨	12 ⑩
	13	14 ⑨	15 ⑨	16 ⑨	17 ⑩	18 ⑩	19 ⑪
	20	21 ⑩	22 ⑩	23 ⑩	24 ⑪	25 ⑪	26 ⑫
	27	28 ⑪	29 ⑪	30 ⑪			
7月					1 ⑫	2 ⑫	3 ⑬
	4	5 ⑫	6 ⑫	7 ⑫	8 ⑬	9 ⑬	10 ⑭
	11	12 ⑬	13 ⑬	14 ⑬	15 ⑭	16 ⑭	17 月曜⑭
	18	19 海の日	20 ⑭	21 ⑭	22 補講	23 補講	24 補講
	25	26 試験	27 試験	28 試験	29 試験	30 試験	31
8月	1	2	3	4	5 追試	6 追試	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30	31 再試(予定)				
9月				1 再試(予定)	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20 敬老の日	21	22 ①	23 秋分の日	24 ①	25 ①
	26	27 ①	28 ①	29 ②	30 ①		

	日	月	火	水	木	金	土
10月						② 1	② 2
	3	② 4	② 5	③ 6	② 7	③ 8	③ 9
	10	11 体育の日	③ 12	④ 13	③ 14	④ 15	④ 16
	17	③ 18	④ 19	⑤ 20	④ 21	⑤ 22	⑤ 23
	24	④ 25	⑤ 26	⑥ 27	⑤ 28	⑥ 29	⑥ 30
	31						
11月		⑤ 1	⑥ 2	3 文化の日	⑥ 4	⑦ 5	⑦ 6
	7	⑥ 8	⑦ 9	⑦ 10	⑦ 11	⑧ 12	⑧ 13
	14	⑦ 15	⑧ 16	⑧ 17	18 補講(午前)	19	20 三田祭
	21	22	23 勤労感謝の日	24	⑧ 25	⑨ 26	⑨ 27
	28	⑧ 29	⑨ 30				
12月				⑨ 1	⑨ 2	⑩ 3	⑩ 4
	5	⑨ 6	⑩ 7	⑩ 8	⑩ 9	⑪ 10	⑪ 11
	12	⑩ 13	⑪ 14	⑪ 15	⑪ 16	⑫ 17	⑫ 18
	19	⑪ 20	⑫ 21	⑫ 22	23 天皇誕生日	24	25
	26	27	28	29	30	31	
1月							1 元旦
	2	3	4	5	⑫ 6	⑬ 7	⑬ 8
	9	10 成人の日	11 月曜⑫	⑬ 12	⑬ 13	⑭ 14	⑭ 15
	16	⑬ 17	⑬ 18	⑭ 19	⑭ 20	21 補講	22 補講
	23	⑭ 24	⑭ 25	26 試験	27 試験	28 試験	29 試験
	30	31 試験					
2月			1 試験	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11 建国記念日	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28					
3月			1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20 春分の日	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31		

※秋学期追加・再試験は2月予定

学生生活ガイド

法務研究科(法科大学院)履修案内 2004



学生証(身分証明書)

1. 学生証は、諸君が慶應義塾大学大学院生であることを証明する身分証明書です。同時に、慶應義塾大学学生健康保険互助組員証と本塾図書館および西別館入館票を兼ねています。
2. 学生証は、次のような場合に必要となるので、登校の際には常に携帯しなければなりません。
 - ・本塾教職員の請求があった場合
 - ・各種証明書および学割証の交付を受ける場合
 - ・各種試験を受験する場合
 - ・通学定期券または学生割引乗車券購入の際、および、それを利用した乗車船中に係員の請求があった場合

3. 学生証の交付

学生証は2004年4月5日(月)10時から12時までの間に106番教室にて交付されます。

4. 再交付手続

学生証を紛失したり、汚損した場合は、写真(縦4 cm 横3 cm、カラー光沢仕上げ)1枚を添えて、学事センターで再交付を受けてください。新しい学生証は原則、当日発行いたします。ただし、機械のメンテナンス、故障等により当日発行できないこともありますのでご了承ください。メンテナンスについては、掲示板および下記HPでアナウンスされます。

<http://www.gakuji.keio.ac.jp/academic/shoumei/index.html>

学生証の紛失、裏面シールを紛失した場合の再交付は、手数料として2,000円が必要です。

5. 返却

再交付を受けた後、前の学生証が見つかった場合や、退学・修了などで離籍した場合は、ただちに学事センターへ返却しなければなりません。

学籍番号

学籍番号は学生証に記載されています。この番号は各種試験を受ける際などに必要となります。なお、所属学年・クラスは裏面シールに印字されています。

主な窓口サービスについて

■学事センター■

<http://www.gakuji.keio.ac.jp/>

学事センター窓口のサービス内容

1. 学籍・成績・履修に関すること
2. 授業・試験・レポート等に関すること
3. 時間割に関すること
4. 休講・補講に関すること
5. 追加試験・再試験の申し込み
6. 休学願・留学申請・退学届・住所変更届・保証人変更届・改姓（名）届等に関すること
7. 学生証の再発行
8. 在学証明書等各種証明書の発行（詳細はP14参照）
*証明書は、そのほとんどが証明書自動発行機で発行できます。
9. 通学証明書の発行
10. 教室に関すること
11. 掲示に関すること

学事センター窓口取扱い時間

1. 授業が行われている期間
平 日 …… 8時30分～18時10分
土曜日 …… 8時30分～11時30分、12時30分～14時
2. 授業が行われていない期間
平 日 …… 8時30分～11時30分、12時30分～16時
土曜日 …… 8時30分～11時30分、12時30分～14時
*窓口取扱い時間は変更する場合があります。掲示板等でアナウンスします。

■学生総合センター■

<http://www.gakuji.keio.ac.jp/>

学生総合センター窓口のサービス内容

学生総合センターには、主に課外活動を担当する学生課、奨学金および学生健康保険互助組合を担当する厚生課、就職進路支援を行う就職課があります。

学生課

1. 遺失物の取扱い

2. 学生談話室 A・B の使用申し込み受付
3. 山食・生協食堂・北館学生食堂の使用申し込み受付
4. 学外行事届の受付
5. 学内における掲示・配布の許可申請
6. 備品使用申請の受付
7. 車両入構申請の受付
8. 学生ラウンジの使用
9. 伝言板および「DENGON」の利用
10. 学生教育研究災害障害保険の取扱い（詳細は P16 参照）
11. その他

学生総合センター「大学生生活懇談会」では、見学会、講演会、討論会等の催物を随時行っていますので、積極的に参加してください。また、学生課の窓口には、財団法人大学セミナーハウス、展覧会の招待券・割引券等も置いてあります。

厚生課（詳細は P15 参照）

1. 奨学金
2. 奨学融資制度【利子給付奨学金制度付き学費ローン】
3. 学生健康保険互助組合

就職課

就職課は、就職活動に関するさまざまな情報を収集して提供しています。企業からの求人票・説明会案内をはじめ、会社案内、OB・OG名簿などを、南校舎地下1階の就職課事務室、1階の就職資料室にて、自由な利用に供しています。就職課のホームページには求人企業一覧やさまざまな説明会案内などを掲載しています。

また就職活動支援の一環として、10月から12月にかけて多様な専門家等による講演会、就職ガイダンス、公務員志望者のための説明会、OB・OGや内定者によるディスカッションなどを開催しています。こうした催しはビデオテープに収録し、後日貸し出しも行っています。

就職課は就職活動の進め方を解説した『就職ガイドブック』を作成し、就職活動の対象となる学生に配付しています。また皆さんが就職活動をするなかでわからないこと、困ったことがあった場合など、いつでも個別相談に応じています。

就職課を皆さんの進路決定や就職活動におおいに利用してください。

学生相談室（西校舎地下2階）

学生相談室は、学生生活の中で当面するさまざまな問題や悩みについての個別の相談に応じています。それと共に、小集団の中で自己をみつめることで自己成長を促す「サイコドラマ」や「エンカウンター・グループ」の行事も行っています（このスケジュールは相談室に問い合わせてください）。

相談内容に関しては、それがいかなる種類のものであっても個人の秘密を厳守しますし、すべては来談者とカウンセラーの間のこととして扱われますので、気軽に相談に来てください。

学生総合センター窓口取扱い時間

学生課・厚生課・就職課

平 日 …… 8時30分～16時30分

土曜日 …… 8時30分～14時30分

学生相談室

平 日 …… 9時30分～16時30分

土曜日 …… 9時30分～14時30分

昼休み …… 11時30分～12時30分

*窓口取扱い時間は変更する場合があります。掲示板等でアナウンスします。

■メディアセンター(図書館)■

<http://www.lib.keio.ac.jp/>

メディアセンター窓口のサービス内容

メディアセンター(図書館)は、各キャンパスごとに配置されており、図書・雑誌・マイクロ・視聴覚などの資料に加えて、学術データベース・電子ジャーナルなどの電子情報も提供しています。メディアセンターの蔵書は、各キャンパスの設置学部・学科に関わる分野を中心に構成されており、義塾全体の蔵書数は現在390万冊を超えています。慶應義塾の学生はどのキャンパスのメディアセンターも利用できます。効果的な学術情報の利用については、各メディアセンターのレファレンス担当がご相談をお受けいたしますので、ご利用ください。

メディアセンター利用の詳細については、各センターのWebページ、または館内で配布しておりますリーフレット等をご参照ください。

メディアセンター窓口取扱い時間

各センターのWebページをご参照ください。



大学院生には、所属地区の ITC 情報ネットワークアカウントが付与されます。所属地区以外（日吉・矢上・信濃町・SFC）で、学内設置パソコンおよびネットワークを利用する場合は、各地区 ITC におけるアカウントの登録手続きが必要です。

三田 ITC 情報ネットワークアカウントで利用できる資源

資 源	詳 細
設置パソコンの利用	三田キャンパス内のパソコン、および、周辺機器。
設置 Linux 端末の利用	大学院校舎地階に 1 台設置してあります。
データ保存領域	500MB 以内
メールアドレスの利用	専用のメールアドレス
Web ページの公開	個人用エリアが利用できます。
Web 接続データベース	メディアセンターが提供しているデータベースや電子ジャーナルの利用が可能です。詳細についてはメディアセンターの Web ページを参照してください。
ダイヤルアップ接続	通信料金は別途発生します。(Web 接続データベース一部利用可能)
情報コンセントの利用	三田キャンパス内の有線 LAN を利用して、個人持込パソコンでネットワークを利用することができます。
無線 LAN 接続	三田キャンパス内の無線 LAN アクセスポイントを利用して、個人持込パソコンでネットワークを利用することができます。

三田 ITC 窓口取扱い時間

建 物	階	窓 口	受付時間	
大学院校舎	地階	三田 ITC	平 日	8 時 45 分～11 時 30 分、12 時 30 分～18 時 15 分
			土 曜	8 時 45 分～11 時 30 分、12 時 30 分～14 時
			日曜・祝祭日	受付不可
		利用相談 コーナ	平 日	10 時 30 分～18 時
			土 曜	10 時 30 分～16 時 30 分
			日曜・祝祭日	受付不可

保健管理センターのサービス内容

1. 定期健康診断：毎年春に健康状態の把握、疾病予防および早期発見のために行います。
詳しくは別紙の「定期健康診断のおしらせ」を参照してください。
2. 健 康 相 談：保健師による健康相談を実施しています（無料）。お気軽にご相談ください。
3. 診 療 所：併設の慶應義塾診療所では診療（内科および精神科）、臨時健康診断および診断書の発行などを行います。

〈受付時間〉

平日…… 9時～11時15分、12時30分～16時

土曜日 …… 9時～11時15分、12時30分～14時

揭示板

大学からのお知らせは、掲示板に掲示されます。毎日機会あるごとに、掲示板に注意してください。掲示に注意しなかったために不利益を被ることもあります。掲示板でお知らせする情報のほとんどは、塾生ページ (<http://www.gakuji.keio.ac.jp/>) においても確認できますが、掲示板が正式な情報提供方法となります。

■主な掲示板の場所

- ・法務研究科揭示板 南校舎 1F
- ・学生総合センター学生生活関連揭示板 西校舎入口
- ＊就職関連の揭示板は学生総合センター内
- ・大学院共通揭示板 大学院校舎 1F

各種證明書

証明書の発行、申し込み、受け取り、いずれの場合でも学生証が必要です。

1. 証明書自動発行機で即時発行する証明書

- (1) 在学証明書
- (2) 成績証明書
- (3) 履修科目証明書（和文のみ）
- (4) 学割証
- (5) その他

稼働時間

学事センター事務室内発行機：学事センター事務取扱い時間内

南校舎1階設置発行機：9時～20時（休日および大学休業日は除く）

メンテナンス、故障等により、証明書発行機を停止することがあります。使用する時期や枚数に注意し、あらかじめ早めに準備してください。

2. 注意事項

- (1) 学割証は1人1年間10枚まで発行できます。有効期限は発行日から3ヶ月以内（有効期限内でも学籍を失った場合は無効）となります。
- (2) 各種証明書等で厳封を必要とする場合には、学事センターに申し出てください。（自動発行機で発行した証明書は厳封できません。）
- (3) 発行開始時期の詳細については、掲示板等を参照してください。

休講および休校について

休講について

やむを得ず授業が休講となる場合、原則として補講が実施されます。休講・補講の連絡については、掲示板または学事 Web システム (<http://gakuji2.adst.keio.ac.jp/>) において確認してください。

休校について

下記の「休日」は、大学は休校となります。

春季・夏季・冬季休業については、変更になる場合がありますので、掲示板または Web ページ (<http://www.gakuji.keio.ac.jp/>) において確認してください。

【休日】

1. 日曜日
2. 「国民の祝日に関する法律」で定められた休日
3. 福澤先生誕生日記念日（1月10日）
4. 開校記念日（4月23日）
5. 春季休業（2月下旬～3月下旬）
6. 夏季休業（7月下旬～9月下旬）
7. 冬季休業（12月下旬～翌年1月上旬）

教員を訪ねる場合

- 専任教員 …… 研究室（研究室棟および東別館等）
- 塾外からの出講者（講師） …… 教員室（南校舎2階）

奨学金と保険について

奨学金

学生総合センター厚生課窓口において、概ね4月初旬から奨学金案内を配布し、出願受付を行います。

1. 日本学生支援機構奨学金（旧日本育英会奨学金）【貸費】
2. 地方公共団体、社・財団法人等の各種奨学金【給費・貸費】
3. 指定寄付奨学金【給費】

奨学融資制度【利子給付奨学金制度付き学費ローン】

学生諸君の学費の調達の手助けになるよう配慮した制度で、学生本人に銀行が低金利で学費を直接貸し出す方式です。在学生であれば、誰でも応募することが可能です。在学中の借りに伴う利子は、規程に従い、慶應義塾が奨学金として給付します。

入学年度等により、適用制度が異なりますので、詳細は厚生課窓口までお問い合わせください。

学生健康保険互助組合

健康保険証を使用して病院や診療所で受診した場合、健康保険が適用された自己負担分について、学生健康保険互助組合から医療費給付が受けられます。給付方法は銀行振込となりますので、口座の届出を

してください。受領口座が未登録の場合には、給付金は振り込まれません。給付を受けるための手続きは、医療機関によって異なりますので、以下に従って手続きしてください。

1. 慶應病院で受診した場合

病院で診察を受ける際、健康保険証と学生証を提示してください。また「医療給付金振込口座届」を厚生課へ提出し、振込口座を登録してください。通院の場合は受診月の翌月20日に、入院の場合は翌々月20日に、給付金が振り込まれます。

2. 一般病院（慶應病院以外の病院）で受診した場合

厚生課に置いてある「医療費領収証明書」に、病院で1か月ごとの診療内容を記入してもらい、塾生記入欄を各自記入して、厚生課へ提出してください。ただし、「学生氏名」「保険点数または保険適用金額」「負担割合」の3点が明示された領収証が発行されている場合は領収証の添付でかまいませんが、必ず「医療費領収証明書」に保険者番号、傷病名等を記入して提出してください。受診月を含め、4か月以内に提出されない場合は無効となります。振込日は証明書を提出した月の翌月20日です。

学生健康互助組合では、このほか、契約旅館に対する宿泊費補助や、海の家、スキーハウスの開催などを行っています。さらに、日吉の塾生会館内にトレーニングルームも設置しています。詳しくは、「健保の手引き」（学生総合センターに置いてあります）をご参照ください。

学生教育研究災害傷害保険について

みなさんの教育研究活動中の不慮の災害事故補償のために、大学で保険料の全額を負担し、日本国際教育支援協会の「学生教育研究災害傷害保険」に加入しています。

この保険の適用を受ける「教育研究活動中」とは次の場合をいいます。

(1) 正課を受けている間

講義、実験・実習、演習または実技による授業（総称して以下「授業」という）を受けている間をいい、次に掲げる間を含みます。

① 指導教員の指示に基づき、卒業論文研究または学位論文研究に従事している間。ただし、もっぱら被保険者の私生活にかかわる場所において、これらに従事している間を除きます。

② 指導教員の指示に基づき、授業の準備もしくは後片付けを行っている間、または授業を行う場所、大学の図書館・資料室もしくは語学学習施設において研究活動を行っている間。

(2) 学校行事に参加している間

大学の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間。

(3) (1)(2) 以外で学校施設内にいる間

大学が教育活動のために所有、使用または管理している施設内にいる間。ただし、寄宿舎にいる間、大学が禁じた時間もしくは場所にいる間、大学が禁じた行為を行っている間を除きます。

(4) 学校施設外で大学に届け出た課外活動を行っている間

大学の規則に則った所定の手続きにより、大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化活動または体育活動を行っている間。ただし、山岳登攀やハンググライダーなどの危険なスポーツを行っている間を除きます。

保険金は本人（被保険者）の申請に基づき支払われますので、上記活動中に万一事故があった場合は、学生総合センター学生課で相談の上、所定の手続を行ってください。また、本保険の適用が円

滑に行われるため、ゼミ合宿を学外で行う場合、および学内学生団体が学外で活動する場合は、その都度「学外行事届」を提出してください。

その他、この保険に関する詳細については、直接学生課窓口で尋ねてください。

任意加入の補償制度について

任意加入の補償制度としては、保険と共済の2つがあり、加入希望の場合は直接それぞれに申し込むかたちになっています。

「学生総合補償」保険は、(株)慶應学術事業会(慶應義塾関連会社)に、「学生総合共済」保険は慶應生活協同組合に、資料請求してください。

連絡先 (株)慶應学術事業会 Tel 03-3453-6098

慶應生活協同組合 Tel 045-563-8489



履修申告について

1 履修申告関連チャート図



2 学習指導

履修についての質問、相談に学習指導担当教員が応じています。事前申込や予約の必要はありません。

学習指導は以下のとおり行われます。

平成16年4月3日(土)	10:00 - 12:00	106 番教室
	13:00 - 15:00	
4月5日(月)	13:00 - 16:00	
4月6日(火)	9:00 - 12:00	

上記日時以外でも相談に応じます。

3 ベーシック・プログラム(BP)とワークショップ・プログラム(WP)の履修申告について

WPは少人数の定員制で行われます。そのため、履修申告前に、みなさんから希望申告書による履修希望を募り、定員を超過している場合は履修調整を行います。

履修調整の結果、履修を許可されたWPについては、必ず履修申告をしてください。キャンセルはできません。また、BPとWPの履修における注意点は以下のとおりです。

1. WPを履修するには、同一担当教員によるBPを修得することが前提条件となっていますので、WPの履修を許可された場合は、WPの履修申告をするとともに同一担当教員によるBPも必ず履修してください。
2. BPは、同一名称の科目であっても、担当教員が異なれば複数履修することができます(同一年度でも可)。
3. WPは同一名称の科目であっても、担当教員が異なれば複数履修することができます。ただし同学期に1つしか履修できません。
4. BPだけを履修して、WPを履修しなくてもかまいません。
5. 履修したBPが不合格になった場合、同一担当者によるWPの履修申告をしていてもそのWPは削除することになります。
6. 5.の場合に限って、指定された選択科目の中から秋学期に追加履修(2単位まで)することができます。
7. WPは時間を延長して授業を行うことが想定されているので、その次の時限に設置されている授業は履修することができません。例えば、履修したWPが木曜日の5時限(秋学期)に設置されている場合、木曜日の6時限(秋学期)に設置される授業は履修できません。

BPとWPの組み合わせについては、下記の表およびシラバス集を参照してください。

1	企業法務 BP・WP（民事系）	渡辺
2	企業法務 BP・WP（民事系）	江口、菅原、豊泉、福井
3	金融法務 BP・WP（民事系）	池田、太田
4	金融法務 BP・WP（民事系）	五十嵐、小杉、保坂、前田
5	渉外法務 BP・WP（国際系）	内田、増田
6	渉外法務 BP・WP（国際系）	鹿内、島田、矢嶋
7	渉外法務 BP・WP（国際系）	グロンディン、田村、マクリン
8	知的財産法務 BP・WP（民事系）	小泉、牧野
9	知的財産法務 BP・WP（民事系）	熊倉、小泉

4 履修申告の方法

■履修申告日

第1学年 4月5日(月) 13:00-16:00

第2学年 4月6日(火) 9:00-12:00

■履修申告用紙の提出場所

106 番教室

1. 履修申告には3月に配布された「履修申告用紙」を使用します。
2. 履修申告は、指定された期日に必ず行うようにしてください。
3. 履修申告を期日に行わない者は、退学の処置に付されることがあります（法務研究科学則第62条）。
4. 履修申告をしていない授業科目の単位は一切取得できません。
5. 留学（学則第24条）が認められた者および留学予定の者の履修申告については、学習指導までお問い合わせください。

【「履修申告用紙」（マークシート用紙）の記入について】

* 次ページの記入見本を参照してください。

1. 学籍番号・氏名等の記入

研究科、専攻、学年、氏名、学籍番号および提出日を記入してください。学籍番号は数字で記入するとともに、該当する数字をマークしてください。「修士、博士」、「学科」の欄は記入の必要はありません。

2. 履修科目の記入

1. 時間割に記載されている科目名、担当者名と登録番号（5桁の数字）に十分注意して記入してください。登録番号は数字で記入するとともに、該当する数字をマークしてください。
2. 複数の教員が担当する科目は、時間割上段に記載されている教員名を記入してください。
3. 1つの授業科目に対して、1つの登録番号が付いています。複数の時限にわたって開講している授業科目についても、登録番号は1つとなっています。例えば月曜日1時限2時限連続で開講されている授業には、月曜日1時限の欄に登録番号が1つ付いています。その登録番号をマークすることで、月曜日2時限の分も自動的に登録されます。
4. 形態欄は、その科目の形態（春・秋）を○で囲み、曜日・時限を記入してください。
5. 履修申告欄はA欄、B欄（裏面）によって構成されています。基本的にはA欄のみ使用します。
6. 無効マーク（A欄、B欄共通）にマークすると、その枠内について無効にすることができます。訂正

【履修申告用紙記入見本】

*上限が設定されていますので、選択科目の履修にあたっては、修了時までの履修計画をたててください。

第3学年

1年間で履修できる単位数の上限は、44単位（自由科目を含む）です。

2. クラスが指定されている科目について

必修科目については、あらかじめクラスが指定されていますので、自分が所属するクラスに指定された授業科目を履修してください。指定されたクラスを変更することはできません。

3. 同一名称科目の履修について

基本的に、同一名称の科目は、一度しか履修することができません。ただし次の場合は、同一名称の科目であっても担当教員が異なれば履修することができます。

① BP・WP（詳細はP23参照）

② 申し出に基づいて、学習指導委員会が特に許可したもの。なお、この場合、初めに修得したもの以外は、自由科目として扱われます。

4. 上級学年設置科目について

各学年に設置された科目は、その学年に限り履修することができます。なお原級者であっても上級学年設置科目を履修することはできません。

5. 自由科目について

自由科目は、成績はつきますが、進級・修了の単位に含めることはできません。ただし、履修上限には含まれますので注意をしてください。また、自由科目の履修については学習指導に相談してください。

6. 入学前の修得単位の認定について

① 既修者コース入学者の単位認定について

入学時に第1学年設置科目（30単位）を修得したものとみなしています。これについては、特に申告の必要はありません（学則第8条）。

それ以上の単位認定はされません（学則第11条）。

② 未修者コース入学者の単位認定について

単位認定される可能性があるのは、他大学院において修得した単位で、法曹養成課程にふさわしい科目です。認定を申請するには、下記の通りの手続きが必要となります。なお、単位認定を申請しても、履修上限（1・2年生は36単位、3年生は44単位）に変更はありません。

申請期間 平成16年4月5日（月）～22日（木）18:10まで

申請場所 三田学事センター法務研究科係

必要書類 申請する科目が記載された成績証明書

シラバス

申請する科目の授業時間および授業回数分かる履修案内等の資料

履修案内

法務研究科(法科大学院)履修案内 2004



履
修
案
内

履修ガイド

1 はじめに——法律家の数だけ個性がある

慶應義塾大学大学院法務研究科(法科大学院)は、新司法試験合格を目標とした教育レベルにとどまらず、国際性、学際性、先端性を核として、21世紀の法曹に求められる幅広い人材の育成を目指しています。それを具体化するため、本研究科では、堅牢かつ濃密な法律基本科目のうえに、多彩な選択科目を配置しています。すなわち、企業法務、金融法務、渉外法務、知的財産法務の4分野のワークショップ・プログラムを中核に、それに関連する極めて豊富な選択科目を提供するとともに、行政、租税、刑事、労働、社会保障、環境、医事などの分野に関しても、先端的・学際的な内容を含む充実した科目編成を誇っています。

この潤沢なカリキュラムを「我が物にする」か「宝の持ち腐れにする」かは、ひとえに、学生諸君がいかに主体的かつ能動的に学修を進めていくにかかっています。法律家の数だけ個性があります。したがって、マニュアル化しないのはもちろんのこと、履修モデルのようなものもあえて提示しません。学生諸君は、将来を見据え、自らの法律家としての個性を確立し研磨すべく、各自で履修計画を組み立ててください。

自分はどのような法律家になりたいか、また、そのためにはどの科目を履修すべきであるかということを、各科目のシラバスおよびそこに掲げられている参考文献などを読み、研究することこそが、無二の法律家になる第一歩だと心得てください。

その過程において、人の意見も参考にしたいと感じることがあるかもしれません。その際には、クラス担任教員、学習指導教員などを大いに活用してください。

2 カリキュラムの特徴(その1)——科目群

(1) 必修科目

法曹としての歩みを支える基盤となる知識を身につけるために、本研究科は、法律の基本的な知識を養う必修科目を非常に重要なものとして捉えています。

上述のように本研究科は質量ともに極めて充実した選択科目を配置していますが、それらは堅牢な基礎の上にあってはじめて実りあるものとなります。言い換えれば、真のスペシャリストは必ず優れたジェネラリ

ストだということです。このジェネラリストとしての資質を養うのが「法律基本科目」と「法律実務基礎科目」からなる必修科目群です。

必修科目が一つでも不合格となると進級できませんが、これは、砂上の楼閣になることを防ぐどころか、礎石の一つたりともおろそかにしないという考えに基づいています。

(a) 法律基本科目

公法系・民事系・刑事系の各科目について、学生諸君の自主的な学習を前提に、双方向（教員と学生間）および多方向（学生相互間）のインテンシブな少人数教育を実施します。

これらの科目は、法曹として必須の知識を提供するものであり、したがってまた、新司法試験においても重要視されると考えられますが、本研究科は、これらの科目についての授業を、新司法試験合格レベルをはるかに超える、高度な法律的素養を育成する場として捉えています。すなわち、能動的・創造的能力としての法的思考力をあわせて鍛錬する場として位置づけているのです。

そこで、本研究科では、双方向・多方向の少人数教育を実施することに加えて、法律基本科目 29 科目のうち 21 科目について、授業に続けて担当教員の参加・協力を得て行われるフォローアップタイムを設けています（第 1 学年配当科目でみると 15 科目中 14 科目）。すなわち、2 単位の科目でありながら、実質的には 4 単位の内容と時間が盛り込まれ得ることになるのです。したがって、法律基本科目が入っている時限を視野に入れ、その予習・復習に要する時間を勘案し、無理のない時間割を組むことを各自で心がけてください。

(b) 法律実務基礎科目

従来の司法修習（前期）が担っていた教育内容のうち、要件事実論の基本的な枠組みの把握や、事実認定論の基礎を学修するとともに、民事および刑事訴訟の手続きに沿った実務演習（模擬裁判を含む）を行います。すなわち、それぞれの立場の法律家がどのような役割を担って活動しているかを具体的に理解するとともに、実務家としての基礎的な技術を修得します。実務との架橋を強く意識しつつ、ここでもまた、学生諸君の自主的な学習を前提に、双方向および多方向のインテンシブな少人数教育を行います。

(2) 選択科目

本研究科は、重厚な必修科目群に加え、多彩な広がりと専門的な深みを兼ね備えた選択科目群を配備しています。必修科目で鍛えた法的思考力を、「展開・先端科目」による応用と深化を通じて、さらに幅広く奥行きのある知識と能力にまで高めてください。また、「基礎法学・隣接科目」によって、実践的な法律知識のみならず、法曹に欠かすことのできない人間や社会に対する深い洞察力を培ってください。

(a) 基礎法学・隣接科目

基礎法学科目では、法の理念、法の歴史、法と人間、そして、法と社会の関わりなどを学びます。高度な法的識見に支えられた法律家を目指してください。また、隣接科目においては、政治学、経済学、経営学、会計学など、法と隣接する学問を修得します。スペシャリティーを有する法曹としての活動に要求される隣接領域における深い知見の修得、さらには、法律学に次ぐ第二の専門（サブメジャー）の獲得を目指してください。

基礎法学・隣接科目は、9 学部 10 研究科を擁する慶應義塾大学の総力を結集してはじめて実現できる内容を誇っています。本研究科で学ぶ利益を十二分に享受してください。

(b) 展開・先端科目

4 分野のワークショップ・プログラム（企業法務、金融法務、渉外法務、知的財産法務）を中核として、7 つの領域（公法系、民事系、刑事系、社会法系、国際系、学際系、外国法系）で極めて多彩かつ豊富な専門科目が用意されています。

「1 はじめに」でも述べましたが、これらの科目群は、まさに、スペシャリストとしての礎を築く場なの

です。将来を見据え、自らの法律家としての個性を確立し研磨すべく、各自で履修計画を組み立ててください。

なお、ワークショップ・プログラムを履修する前提条件として、同一担当者によるベーシック・プログラムの単位を取得することが要求されていますが、これは最低限の必要条件にすぎません。ワークショップ・プログラムでの学修をより実りあるものにするため、それぞれのワークショップ・プログラムの内容に関連する選択科目を、各人の志向に従って履修するよう心がけてください。

また、現時点においてはワークショップ・プログラムという形こそってはいませんが、本研究科は、行政、租税、刑事、労働、社会保障、環境、医事などの分野に関しても、その質と量において、スペシャリストとしての礎を築くに足る極めて充実した科目編成を誇っています。これらの分野に関心のある人は、各分野の科目を系統立てて履修することによって、それぞれのスペシャリストを目指してください。

念のために付言しておきますが、展開・先端科目においては、その科目数と学生数との比率からして、その多くが、必修科目以上に、少人数かつインテンシブな授業になること必定です。予習・復習に要する時間も勘案し、無理のない時間割を組むことを各自で心がけてください。

3 カリキュラムの特徴(その2) —— 学年

(1) 第1学年

法学未修者が履修する第1学年のカリキュラムにおいては、法律基本科目につき集中的な基礎教育を受けることになります。授業は、学生が十分に予習してきていることを当然の前提に行われます。講義形式を基本としつつも、双方向的(教員と学生間)・多方向的(学生相互間)手法が用いられますので、学生諸君も積極的に授業に参加しなければなりません。

第2学年からは法学既修者として入学した人達と混ざり合ったクラスで学ぶことになりますので、この1年間で法学既修者と同等の法的素養を備えなければなりません。法律基本科目が一つでも不合格となると第2学年に進級できないのは、そのゆえです。また、全科目合格しても、一定基準以上のGPAがなければ第2学年に進級できないのも、そのゆえです。

したがって、第1学年では、一部の選択科目の履修も可能ですが、法律基本科目の学修に多くのエネルギーを傾注しなければならないことになるでしょう。

(2) 第2学年

法学既修者も加わって履修する第2学年のカリキュラムにおいては、「総合」科目を中心とする法律基本科目によって基礎的学識を深化させ、応用的な法的思考力を磨きます。「総合」科目は、演習形式で行われます。また、法律実務基礎科目の履修も始まります。さらに、将来を見据え、自らの法律家としての個性を確立し研磨すべく、展開・先端科目の履修も進めていかななくてはなりません。

いずれの科目においても、授業は、学生が十分に予習してきていることを当然の前提に行われます。また、先述したように、展開・先端科目の多くは、必修科目以上に、極めて少人数かつインテンシブな授業になることが必定です。なお、ここでも、必修科目が一つでも不合格となると第3学年に進級できませんし、一定基準以上のGPAがなければ第3学年に進級できません。無理のない履修計画を立ててください。

(3) 第3学年

第3学年のカリキュラムにおいては、法務研究科学修の総仕上げとして、「公法総合」、「民事法総合」、「刑事法総合」といった各法分野を統合した「総合」科目を履修します。synthesisとanalysisを繰り返すことによって、それぞれの法分野についての学識と法的思考力を磨いてください。また、法律実務基礎科目におい

ては、民事・刑事それぞれの訴訟手続の流れに沿った実務演習を行います（模擬裁判を含む）。さらに、第2学年に引き続き、ワークショップ・プログラムをはじめとする展開・先端科目を履修することによって、各人の専門性により一層の磨きをかけてください。

カリキュラム一覧

					第 1 学年		第 2 学年		第 3 学年	
				1 セメスター	2 セメスター	3 セメスター	4 セメスター	5 セメスター	6 セメスター	
必修科目	法律基本科目	公法系	12	憲法Ⅰ(2)	憲法Ⅱ(2)	憲法総合(2)	行政法Ⅰ(2)	行政法Ⅱ(2)	公法総合(2)	
		民事系	34	民法Ⅰ (民法総論)(2) 民法Ⅱ (財産法)(2) 民法Ⅲ (契約法)(2) 民法Ⅳ (民事責任法)(2) 民法Ⅵ (家族法)(2)	民法Ⅴ (担保法)(2) 商法Ⅰ(2) 商法Ⅱ(2) 民事手続法Ⅰ(2) 民事手続法Ⅱ(2)	民法総合Ⅰ(2) 民事手続法総合(2)	民法総合Ⅱ(2) 商法総合Ⅰ(2)	商法総合Ⅱ(2) 民事法総合Ⅰ(2)	民事法総合Ⅱ(2)	
		刑事系	12	刑法Ⅰ(2)	刑法Ⅱ(2) 刑事訴訟法(2)	刑法総合(2)	刑事訴訟法総合 (2)	刑事法総合(2)		
	法律実務基礎科目		10			要件事実論(2)	法曹倫理(2) 刑事実務基礎(2) 模擬裁判(刑事)(1)	民事実務基礎(2) 模擬裁判(民事)(1)		
	合 計		68	14	16	10	8	13	7	
選択科目	基礎法学・ 隣接科目		4以上							
	展開・先端科目			修了までに 30 単位（基礎法学・隣接科目 4 単位以上 を含む）以上を修得すること。						
	ベーシック・ プログラム (BP)									
	ワークショップ・ プログラム (WP)									
合 計			30	30 単位以上						
総 計			98 単位以上							

注意事項

- ・単位認定の結果は5月末に通知します。
- ・申請した科目が必修科目として認定されることはありません。
- ・認定結果に伴い、履修申告科目の追加・削除をすることはできません。

7. 在籍中の単位認定について

留学中に修得した単位は最大30単位まで単位認定される可能性があります。詳しくは学習指導に問い合わせてください。

8. 時間割や教室の変更について

時間割や教室の変更については、掲示板にてお知らせします。

試験等について

定期試験

試験期間

春学期定期試験 7月26日(月)～30日(金)

秋学期定期試験 1月26日(水)～2月1日(火)

定期試験の時間割、持ち込み指示、受験に関する注意事項等、詳細は掲示、またはWebページにて発表します。

<http://www.gakuji.keio.ac.jp/>

注意事項

- ・定期試験の実施時間は、通常の時間割とは異なります。定期試験時間割掲示等で確認してください。
- ・不正行為のないように真摯な態度で臨んでください。
- ・答案は必ず提出しなければなりません。持ち帰った場合は、不正行為とみなされ、処罰されることがあります。
- ・受験に際しては、必ず学生証を携帯してください。

追加試験

追加試験は、やむを得ない理由で定期試験を受けることのできなかった者に対して行われる試験です。対象科目は、定期試験期間内に行われた試験科目となります。

追加試験を受験するには、学習指導の許可が必要ですが、許可となり得る主な理由は次のようになります。

1. 公共交通機関の遅延(要遅延証明書)
2. 病気や怪我(要診断書)
3. その他、学習指導がやむを得ないと判断したもの。

*寝坊、時間間違い、アルバイト(仕事)、ボランティア活動などは許可されません。

追加試験の評価は、1ランク下がります(上記1などは除かれます)。

再試験

再試験は、評価をするには値するが、合格点には達していない人に対してのみ行われます。

再試験対象者には、その旨の通知が学事センターから現住所届先（春学期は8月中旬から8月下旬、秋学期は2月中旬から2月下旬）に郵送されます。

再試験の結果、合格となった人にはEの評価がつきます。不合格の人はFの評価がつきます。

＊出席が足りない、試験を放棄した人などに対しては行われません。

不正行為について

試験において不正行為を行った場合、研究科委員会の定めるところにより厳しく処分されます。当該学期の全科目の単位の取得を認めません。厳粛な態度で臨んでください。また、試験中他の学生と会話する、物品のやりとりをする、持込が許可されていない書類や本、電子機器類などの物品を机上に置く、あるいは試験中取り出しやすい場所に置くなど、不正と紛らわしい行為も厳に慎んでください。

レポート

レポート提出は、教室および研究室で直接教員に提出する場合と、学事センターに提出する場合があります。学事センターへの提出を指示された場合は、学事センター指定のレポート提出用紙（2枚複写）に必要事項を記入し、添付してください（2枚とも）。レポート提出用紙は学事センター窓口に備えてあります。

成績の報告方法

在籍中に履修した科目の成績については、各学期終了後に「成績表」によって報告されます。春学期は9月中旬に、秋学期は3月中旬に本人宛に郵送されます。

進級・修了の要件

進級要件（学則第14条参照）

【第1学年】

- ・この学年に配当された全必修科目合計30単位を修得すること。
- ・第1学年時に履修した科目のGPAが 1.5以上であること。

【第2学年】

■法学未修者コース

- 第2学年に配当された全必修科目合計18単位を修得すること。
- 第1学年および第2学年の合計取得単位が60単位以上であること。
- 第2学年時に履修した科目のGPAが 1.5以上であること。

■法学既修者コース

- 第2学年に配当された全必修科目合計18単位を修得すること。
- 第2学年の合計取得単位が30単位以上であること。
- 第2学年時に履修した科目のGPAが 1.5以上であること。

修了要件（学則第7条および第15条参照）

本研究科専門職学位課程に3年以上在学していること。

*ただし、本研究科において法学既修者として入学が認められた者の在学年数に関する要件は、2年以上の在学で足りるものとする。

各科目（法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目）について、定められた所定の単位を修得していること。

第3学年時に履修した科目のGPAが 1.5以上 であること。

原級した場合（学則第16条参照）

原級者（進級要件または修了要件を満たさず、元の学年に留まることとなった者）となった場合、当該年度に取得したと認められる単位は、A、Bの評価を得た授業科目に限られます。C以下の評価の科目は、全て無効（ただし自由科目を除く）となりますので、注意してください。

なお、所属クラスは毎年変更されます。

成績と GPA

成績評価

学業成績の評語は、通常、A、B、C、D、E、Fの6段階で示されます。A、B、C、Dは合格、Eは再試験による合格、Fは不合格です。評価のガイドラインは次のとおりです。なお、試験を放棄した場合は不合格となります。

A：	90 点以上	10 %	相対評価	合 格
B：	80 点以上 90 点未満	20 %		
C：	70 点以上 80 点未満	40 %		
D：	60 点以上 70 点未満	30 %		
.....				
E：	再試による合格			不 合 格
F：	60 点未満			
*ここに表記された点数は、平常点を含めた総合評価です。				

この他、科目によっては、P、Qの評語を設け、Pを合格、Qを不合格とする場合があります。

GPA (Grade Point Average)

GPA (Grade Point Average) とは、加重平均点とも言われ、GPA対象科目につき、A～Fの評語をそれぞれの加重数 (Grade Point) に置きかえ、それに単位数を掛けた合計を、履修総単位数の合計で割ることで平均値を算出し、成績をトータルに認識する制度です。

$$\text{GPA} = ((\text{単位} \times \text{加重点}) \text{の和}) / (\text{単位数の和 (ただし、P} \cdot \text{Q} \cdot \text{Gを除く)})$$

各評語の加重点 (Grade Point) は次のとおりです。

A： 4.0

B： 3.0

C :	2.0
D :	1.0
E :	0.5
F :	0.0

P・Q・Gの評語及び自由科目についてはノーカウントとし、GPA対象科目としません。

休学・退学・留学について

休学（学則第25条）

病気その他やむを得ない理由により欠席が長期にわたる場合には休学することができます。本年度休学希望者は、休学願に必要事項を記入の上、事由を証する書類（病気の場合は、医師の診断書等）を添えて、学習指導主任と面接し認印を受けただうえで法務研究科係に提出してください。

休学は年度を単位とし、休学期間は修了に必要な在学年数には算入しません。

休学期間終了後は、速やかに就学届を提出しなければなりません。休学が次の年度におよぶ場合は、改めて許可を得てください。病気を理由に休学していた場合は、あわせて医師の診断書を再提出してもらうことになります。

退学（学則第26条）

病気その他の事由により退学したい者は、退学願に必要事項を記入の上学習指導主任と面接し認印を受けただうえで、学生証を添えて法務研究科係まで提出してください。

留学（学則第24条）

外国の大学に留学を予定している者は、教育上有益と認められる場合に、学則による留学が許可されます。留学に関する詳細については、掲示板等に案内をします。



補足

分野コード表

分野コードは、成績表などに表記される6桁の番号です。例えば、01-01-01であれば、最初の01が法律基本科目、次の01が公法系、最後の01が憲法を表しています。

分野コード	分野名称	科目名
01-00-00	法律基本科目	
01-01-00	公法系	
01-01-01	憲法	憲法Ⅰ 憲法Ⅱ 憲法総合
01-01-02	行政法	行政法Ⅰ 行政法Ⅱ
01-01-03	総合	公法総合
01-02-00	民事系	
01-02-01	民法	民法Ⅰ(民法総論) 民法Ⅱ(財産法) 民法Ⅲ(契約法) 民法Ⅳ(民事責任法) 民法Ⅴ(担保法) 民法Ⅵ(家族法) 民法総合Ⅰ 民法総合Ⅱ
01-02-02	商法	商法Ⅰ 商法Ⅱ 商法総合Ⅰ 商法総合Ⅱ
01-02-03	民事手続法	民事手続法Ⅰ 民事手続法Ⅱ 民事手続法総合
01-02-04	総合	民事法総合Ⅰ 民事法総合Ⅱ
01-03-00	刑事系	
01-03-01	刑法	刑法Ⅰ 刑法Ⅱ 刑法総合
01-03-02	刑事訴訟法	刑事訴訟法 刑事訴訟法総合
01-03-03	総合	刑事法総合
02-00-00	法律実務基礎科目	
02-01-00		要件事実論 刑事実務基礎 模擬裁判(刑事) 民事実務基礎 模擬裁判(民事) 法曹倫理
10-00-00	基礎法学・隣接科目	
10-01-00	基礎法学	法哲学 法史学(近代日本法史) 法史学(西洋法史) 法社会学 司法制度論(刑事) 法と経済学 立法政策学 法交渉学
10-02-00	隣接	政治学 行政学 経済学 金融論 会計学 簿記論 経営学
11-00-00	展開・先端科目	
11-01-00	公法系	地方自治法 租税実体法Ⅰ(所得税) 租税実体法Ⅱ(法人税・消費税) 租税実体法Ⅲ(資産税) 租税手続法 政府規制産業法 エネルギー法 行政事件訴訟実務
11-02-00	民事系	要件事実論総合Ⅰ 要件事実論総合Ⅱ 家族法総合 知的財産法Ⅰ 知的財産法Ⅱ 知的財産法Ⅲ 倒産法Ⅰ 倒産法Ⅱ 倒産法総合 民事執行・保全法

		消費者法 現代契約実務 金融法 金融取引と租税 保険法 信託法 商事信託法 企業金融法 企業会計法 裁判外紛争解決 家事事件実務 金融法実務
11-03-00	刑事系	刑事政策・被害者学 法医学 青少年と法 経済刑法
11-04-00	社会系	労働法Ⅰ 労働法Ⅱ 労働法Ⅲ 労働法総合 経済法基礎 経済法総合 労働紛争処理法 社会保障法 労働法実務 経済法実務
11-05-00	国際系	国際法 国際法総合 国際私法 国際商取引法 国際取引法総合 国際環境法 国際租税法 国際刑事法 国際経済法 国際民事訴訟法 国際取引法実務 国際金融取引法実務
11-06-00	学際系	環境法Ⅰ 環境法Ⅱ 情報法 ジェンダーと法 医事法Ⅰ 医事法Ⅱ サイバー法
11-07-00	外国法系	American Constitutional Law Multinational Corporations & Corporate Governance American Contract Law American Property Law M&A and Strategic Alliances International Dispute Resolution American Tort & Product Liability Law International IP Licensing Agreements American Secured Transactions Law Tax and Accounting for Business Combinations and Workouts Corporate and Project Finance Corporate Counseling & Legal Risk Management フランス法Ⅰ フランス法Ⅱ ドイツ法Ⅰ ドイツ法Ⅱ イギリス法 中国法 EU法 アジア法 開発法学(法整備支援論)
11-08-00	ベーシック・プログラム	企業法務 BP 金融法務 BP 渉外法務 BP 知的財産法務 BP
11-09-00	ワークショップ・プログラム	企業法務 WP 金融法務 WP 渉外法務 WP 知的財産法務 WP
90-00-00	自由科目	
90-01-00		
90-01-01		

講義要綱 法務研究科(法科大学院)履修案内 2004

「講義等の内容」の詳細はシラバスを参照してください。

授業科目名	講義等の内容
憲法Ⅰ	憲法の基本的人権に関する判例・学説についての基礎的知識とその思考方法を修得する。基礎力の養成に加えて、「法の支配の理念」の実現と維持に携わる法曹に求められる憲法感覚を陶冶する。
憲法Ⅱ	憲法の統治機構に関する学説・判例についての基礎的知識とその思考方法を修得する。国家機構や統治制度の背景にある思想の理解に努めるとともに、実務法曹教育の観点から、関連する判例は積極的に授業に取り入れていく。
憲法総合	憲法の基礎的知識を有していることを前提に、具体的・現実的な問題を解決するために憲法法理を応用する力、および、抽象的な理論を組み立てたり、組み直したりすることによって、より論理的・歴史的に整合性を有する考え方を構築する力を養成する。判例や仮想的設問を素材に事例演習を行うと同時に、理論演習的な要素も取り入れながら授業を進めていく。
行政法Ⅰ	憲法、民法、刑法、民事手続法の基本的知識を有していることを前提に、行政法総論（行政作用法総論）の主要な論点を、事例演習形式で学習する。判例だけでなく、時事問題（新聞報道記事等）なども積極的に教材として活用する。
行政法Ⅱ	「行政法Ⅰ」の修得を前提にして、行政救済法の主要な論点を、事例演習形式で学習する。判例だけでなく、裁決・勧告や時事問題（新聞報道記事等）なども積極的に教材として活用する。
公法総合	「憲法Ⅰ・Ⅱ」、「憲法総合」、「行政法Ⅰ・Ⅱ」の学習の総仕上げを行う。憲法を念頭におきながら、行政法各論（組織法、行政作用法各論）の主要論点について、事例演習形式で学習する。
民法Ⅰ（民法総論）	私法領域における民法の位置づけ、および、民法全5編の中における第1編「総則」の位置づけを把握するとともに、総則に置かれた個々の規定（1条～174条ノ2）の制度趣旨・意義・要件・効果を理解・修得する。
民法Ⅱ（財産法）	財産権の基本的区分である物権と債権との区別についての正確な理解を得ることから出発し、ついで、最も基本的な財産権である所有権を中心にして、財産権の帰属・移転方法、その侵害に対する法的救済手段につき、実定法の構造を踏まえつつ、主要な裁判例および学説を的確に整理することを通じて、基本的な知識と思考方法を身につける。
民法Ⅲ（契約法）	契約法に関する基本的知識の修得を目的とする。売買を念頭において契約法一般の原則を論じ、ついで貸貸借、請負などの典型契約を検討する。債権各論の契約（総論・各論）の部分を中心とするが、債権総論中の債権の目的・消滅、また、債権各論中の事務管理、不当利得も取り扱う。
民法Ⅳ（民事責任法）	債務不履行・不法行為を中心に民事責任法に関する基本的知識の修得を目的とする。製造物責任法・自動車損害賠償保障法などの特別法、環境権などの現代的なテーマについても必要な範囲で取り上げる。
民法Ⅴ（担保法）	物的担保および人的担保に関する基本的知識の修得を目的とする。債権者代位権・詐害行為取消権などの責任財産保全制度、相殺・債権譲渡などの担保的機能を有する諸制度も取り扱う。
民法Ⅵ（家族法）	夫婦関係・親子関係および相続を中心に、家族法に関する基本的知識の修得を目的とする。戸籍制度や家族紛争の解決手続などの法的問題処理に関連する諸制度や、夫婦別姓などの家族法改正問題といった現代的なテーマも必要な範囲で取り上げる。

講義要項

民法総合Ⅰ	研究者教員と実務家教員の二人担当体制で行う。民法担当教員全員と関連科目担当教員の総力を結集して作成した独自の教材を用いる。基礎科目で学習した理論を実際に活用する方法を修得すると同時にその応用能力を高め、さらに、事実認定方法なども学習することによって「民事法総合」に備える。これらを通じて、法曹実務家に必要とされる事実・法規の正確な分析能力、論理的な思考能力および的確な文章表現能力を身につける。
民法総合Ⅱ	「民法総合Ⅰ」と同様、二人担当体制・独自教材にて行う。内容もその延長線上にあるが、実務的側面により一層の重点が置かれる。民法総合Ⅰ・Ⅱとも、受講生は予め与えられた課題について関連する判例・文献を調査し、自らの見解をまとめたレポートを作成したうえで授業に臨み、さらに授業においては、教授からの質問に回答し、受講生同士ディベートを行う。これらを通じて、柔軟な法的思考能力と法的な文章作成技術を体得する。
商法Ⅰ	株式会社法を中心に会社法に関する基本的知識の修得を目的とする。ただし、企業結合法については、営業譲渡とともに商法Ⅱで取り上げる。会社法は近時頻繁に改正されている。比較法に基づく立法論的考察や新しい制度の実務的分析も交え、改正会社法解釈論の実学性を検証する。
商法Ⅱ	商法総則、商行為法、有価証券法（手形法・小切手法）についての基本的知識の修得を目的とする。あわせて、商法解釈学技術の学習を通しての論理的・原則的思考の錬磨、および、商法を中心とする法規制の政策論的含意把握を通しての社会科学的分析能力の向上を目指す。さらに、商慣習や普通取引約款などを参照することによって、企業取引の実態把握もあわせて目標とする。
商法総合Ⅰ	研究者教員と実務家教員との綿密な合議を経て設定したテーマについて、独自に開発した教材を用い、基本科目で学習した理論を実際に活用する方法を修得する。「商法総合Ⅰ」では商法総則、会社法の前半部分を取り上げるが、商法だけでなく、民法、民事訴訟法とも融合した私法全体の理解に努める。
商法総合Ⅱ	「商法総合Ⅰ」と同様、研究者教員と実務家教員との綿密な合議を経て設定したテーマについて、独自に開発した教材を用い、基本科目で学習した理論を実際に活用する方法を修得する。「商法総合Ⅱ」では会社法の後半部分、商行為法、手形・小切手法を取り上げるが、民法、民事訴訟法との融合をより強く意識した授業を行う。
民事手続法Ⅰ	民事訴訟法（判決手続法）が規定する訴えの提起から訴訟の終了に至るまでの手続における基本原理と基本的な知識の修得を目的とする。授業は講義を中心とするが、抽象的な理論の一方的な講義にならないよう、授業中の質疑応答、小テストなどを活用するとともに、実務的に重要な項目に重点をおいて授業を進める。
民事手続法Ⅱ	民事訴訟法（判決手続法）が規定する訴訟の終了、複数請求訴訟、多数当事者訴訟、上訴・再審について、それぞれの基本原理と基本的な知識の修得を目的とする。さらに、今日の問題にも対応できるように、現代型訴訟の特質、通常の民事訴訟以外の代表的な民事手続、国際民事訴訟法などについても取り上げる。
民事手続法総合	民事訴訟法のうちの判決手続について、基礎科目で学習した事柄を訴訟の流れに則して発展的に理解するとともに、論点相互間の有機的な関連を把握することを目的とする。授業は、ソクラテス・メソッドを用いた演習形式で行われる。
民事法総合Ⅰ	「民法総合」、「民事手続法総合」および「要件事実論」で修得した知識を前提に、様々なケースを通し、民事訴訟において紛争の各当事者、裁判所がそれぞれの立場で、何を問題にし、どのように主張し、判断していくのかを検討する。「民事法総合Ⅰ」では主として民法、民事訴訟法にまたがる問題を含むケースを取り上げる。
民事法総合Ⅱ	「民法総合」、「民事手続法総合」、「要件事実論」、「商法総合Ⅰ」および「商法総合Ⅱ」で修得した知識を前提に、様々なケースを通し、民事訴訟において紛争の各当事者、裁判所がそれぞれの立場で、何を問題にし、どのように主張し、判断していくのかを検討する。「民事法総合Ⅱ」では主として民法、商法、民事訴訟法にまたがる問題を含むケースを取り上げる。

刑法Ⅰ	刑事実体法の諸理念・諸原則とそれらから派生する基礎理論群、ならびに、いわゆる犯罪論（犯罪体系論）、さらに、刑法の適用範囲および罪数について、基本的な知識を修得するとともに、単なる分析的・体系論理的処理能力の会得を超え、犯罪および刑罰という社会現象に対する各自の価値観に基づいた確固とした法的視座を確立させる。
刑法Ⅱ	刑法第2編「罪」および関連する特別法に規定される個別犯罪の罪質・要件等に関する解釈論について、基礎的な知識を修得するとともに、体系整合的な刑事法解釈論を展開するための法的視座の初期状態ないし初期値を獲得させることを目的とする講義であるが、社会の発展に伴い生じる新たな犯罪ないし逸脱行動事例も、考察の素材として積極的に取り込む。
刑法総合	刑法総論と刑法各論の重要なテーマを選び、実務における刑法の解釈と適用のあり方を正確に把握したうえで、みずから事例を分析し、そこに含まれる（場合によっては未解決の）法的問題を解決し得る能力を涵養するための授業である。テーマには、理論的な射程が広く、事実関係の分析に習熟できるようなものであって、体系的・総合的な理解が要求され、実務的な重要性も高い問題を取り上げる。
刑事訴訟法	捜査から公訴提起、公判手続、証拠、判決手続に至るまで、刑事裁判手続の流れ全体を理解するとともに、その基本である刑事訴訟法についての基礎的な知識と思考力を修得することを目的とする。
刑事訴訟法総合	刑事裁判手続における主要な問題点について、「深化と応用」を企図したものである。問題解決型の法曹になるためには、理論的思考方法を十分に体得することが肝要である。あらかじめ指定したレポーターを中心にディベートを行ったり、ソクラテス・メソッドを併用するなど、学生相互間の活発な議論を通して、体系的かつ有機的に関連する諸問題についての理解を深めるとともに、説得の論理を修得させる。
刑事法総合	刑法および刑事訴訟法の学識を深めるとともに、それらを統合的に理解させ、法律実務基礎科目や実務修習への架橋を目的とする科目である。とりわけ、従来の刑事法の理論教育では手薄になりがちであった、事実関係の把握・分析能力の向上、修得した体系的知識を具体的事例に応用する能力の練磨、判例の射程距離を見極める能力の涵養などに力を入れ、説得的な解釈論を展開する能力を修得させる。
要件事実論	民事事件における法律家の役割は、雑多な事実関係を含む紛争を法的な観点から再構成し、法律を適用してその解決を図ることにある。この授業では、具体的事例を材料として、民事紛争において重要な事実（要件事実）が何であるかの基礎的な理解を図り、民事訴訟実務を体得させるための導入的な基礎固めを行う。
民事実務基礎	民事訴訟および契約交渉に関する事例を題材に、民事法曹実務の基礎的な知識を修得するとともに、法律知識を活用して紛争解決、紛争予防を図る法曹活動を疑似体験することで、理論と実務の架橋のための基礎を固める。授業はもちろん演習形式で行われ、毎回、法律文書作成等の課題が課される。
模擬裁判（民事）	「民事実務基礎」で取り扱った事例と同一の題材を使用して、依頼者本人との事前打ち合わせ、証人尋問の準備、主尋問、反対尋問、訴訟指揮などを疑似体験する。生の事実から法的主張に沿った事実をいかにして見つけ出すか、それをどのようにして裁判所に提示するか、裁判所は提示された証拠をどのように評価して事実を認定するかなど、「民事実務基礎」では比較的手薄であった事項の理解を深め、民事法理論を実務に生かす総合力を養成する。
刑事実務基礎	刑事実務についての基礎的な知識を修得する。刑事手続の各場面における役割を理論的な側面から理解し、模擬裁判（刑事）と相俟って、新司法試験合格後、直ちに実務修習に取り組めるようにする。授業はもちろん演習形式で行われ、記録資料に基づく各種の起案（法文書作成）などの課題が課される。
模擬裁判（刑事）	刑事手続についての基本的な知識と実務との架橋を目的とする。基礎的な事件記録について、起訴状、冒頭陳述書および論告要旨・弁論要旨について起案し、交互尋問における尋問技術（主尋問、反対尋問等についての法的規制の修得を含む）等を実践的に演習する。

法曹倫理	日本と外国（とくにアメリカ・EU）における法曹の歴史と現実を学び、あるべき法曹の姿を考える。とりわけ弁護士倫理の主要課題（綱紀・懲戒制度、利益相反、秘密保持義務、依頼者との金銭関係と報酬など）に重点を置き、それに関する判例・懲戒事例について討議する。
法哲学	法概念論と正義論の両分野にまたがる現代法哲学の主要問題について討議し、政治社会における法の存在理由と限界を巨視的・批判的に考察する哲学的な思考能力の陶冶を図る。
法史学(西洋法史)	現在ヨーロッパ共通法として形成されつつあるEU法を視野に入れながら、近代日本法の形成に大きな影響を与えたヨーロッパ法の歴史を辿る。
法史学(近代日本法史)	現代日本の法システムの基盤が、日本の近代期に西洋からの法継受によって形成されたことを前提に、法制度・法典・学説・判例・法律家といった法を作動させる主要な構成要素が、相互にどのような関連を保ちつつわが国に現れたのかについて検証する。
法社会学	法の社会のなかでの働きを学際的・実証的に分析する。これによって、これからの法曹に必要不可欠である法を社会の広がりの中からとらえる視点と法に関する事実の社会科学的な認識技法の修得を目指す。
司法制度論(刑事)	司法制度改革の沿革、諸外国の制度との比較等を踏まえ、裁判員制度を導入するにあたっての問題点について検討する。もちろん、その前提として、陪審制度および参審制度の是非について検討することも必要である。
法と経済学	法律学に対する経済学的な推論に基づく分析である「法と経済学」に関して、法律学の視点から、最新のミクロ経済学、とくにゲーム理論の成果を踏まえ、その基礎理論を修得するとともに、民事法、社会法など各法分野に対する応用例について検討し、その全体構造を修得する。
立法政策学	法解釈学を中心とする法律科目で得られた知識・思考方法を新たなルール作りの場で発展的に活かす能力を形成することを目的とする。小規模な法律の一部改正法案が起案できる基礎的能力を身につけることを目指す。
法交渉学	法的問題解決に際して重要となる交渉について、実務法曹が直面する様々な交渉場面に応用可能となる一般理論、すなわち、原則立脚型アプローチを修得する。講義に際しては、交渉学の基礎的な理論および和解・調停など法的交渉の各状況に応じた交渉による効果的な問題解決の方法論を修得する。
政治学	政治学は法律学と最も関わりの深い社会科学である。本授業では、「政治とは何か？」について説明したうえで、政治学における重要テーマである「決定」と「配分」の問題について、これまでの政治学で何が明らかになり、何が課題として残されているのかを解説する。
行政学	行政機関における政策形成過程を理解し、法知識と学習調査能力を活かして、バランスのとれた政策企画と法運用ができる基礎的能力を身につけることを目指す。
経済学	経済学未修者を対象とし、現実経済を理解し評価するための手段としての経済学の基本的な概念および分析手法の修得を目的とする。
金融論	金融論の基礎的知識の修得を目指す。たとえば金融商品の価格付け（pricing）についての基本的考え方など、日本の金融の現状を理解することに資するという観点からトピックを選択して講述する。
会計学	会計学未修者を対象として、近年の会計諸基準の具体的内容（金融商品の会計、ソフトウェアの会計、リース会計、退職給付会計、外国為替換算会計、キャッシュ・フロー財務諸表、連結会計など）についての理解を深めることを目的とする。
簿記論	簿記論の初学者を対象に、企業の経済活動を秩序正しく組織的に記録・計算・整理し、経営成績および財政状態を明らかにするための記帳技術である複式簿記を修得する。
経営学	経営学未修者を対象として、経営学の基本となる考え方を紹介しながら、具体的事例を通じて現代の企業が抱える経営課題とその対応策を理解できるように講義を進める。

地方自治法	地方自治法その他地方自治に関する重要な法令を取り上げ、地方自治の法制度を説明する。内容は、地方自治の意義、地方公共団体の構成・事務・立法権・議決機関・執行機関、地方公務員、特別地方公共団体、地方公営企業、地方財政、住民監査請求、地方自治の将来等に及び、地方自治に関連する諸法を幅広く概観する。
租税実体法Ⅰ（所得税）	所得税法全体を取り扱う。すなわち、課税物件、納税義務者、所得類型、所得控除、課税標準・税額の計算過程および課税単位ならびに源泉徴収制度につき、体系的に講述する。具体的事案において、当該取引が企図する経済的目的を達成しつつも、所得税の観点から最適な私的取引形態を形成する能力を養うとともに、適切な紛争解決策を提示できる能力を養う。
租税実体法Ⅱ（法人税・消費税）	法人税については、その性質、二重課税排除措置、課税標準・税額の計算構造、益金・損金の意義と範囲、連結納税制度および企業組織税制を体系的に整理して講述し、事業税および消費税についても、企業に関わる租税という観点から言及する。企業をめぐる租税の負担効果を適切に判断し、企業にとって最適な企業行動を形成することができる能力を養うとともに、適切な紛争解決策を提示できる能力を養う。
租税実体法Ⅲ（資産税）	「租税実体法」のうち資産税に分類される相続税および贈与税に関する基本的知識を修得する。税法の内容を創設の背景から検討し、最終的に租税の最終目標である課税標準・税額を数額として確認する。
租税手続法	国内租税法を中心に、納税義務の成立と具体化をめぐる手続（租税確定手続など）、租税納付手続、租税債権の実効性を担保するための制度と手段（租税徴収手続）、税務調査手続、租税不服申立てや租税訴訟などの租税救済手続等々、納税者と課税庁が関わり合う諸場面における手続問題を体系的に検討する。租税法上の基本原則、租税法の解釈適用原則、納税・課税関係における租税法と私法の関係なども併せて検討する。
政府規制産業法	政府規制産業法ないし公益事業法について、運輸産業、電気通信産業、水道事業などを題材に、その歴史的発展過程をたどるとともに、政府規制の理論的根拠・有効性・妥当性を検証する。それを通じて、今後の規制改革のあるべき方向を探る。
エネルギー法	「政府規制産業法」の各論的科目である。石油、電力、ガス、原子力の各市場の歴史的発展過程をたどるとともに、政府規制の理論的根拠・有効性・妥当性を検証することによって、今後のエネルギー市場のあるべき方向を探る。
行政事件訴訟実務	具体的な事例を通じて、行政争訟における手続の流れおよびその過程で生じる問題点を考察し、実務に必要な法的思考能力および文章作成能力を養う。取り扱う事例は、申請に対して処分がなされない場合、拒否処分を受けた場合、不利益処分を受けた場合、また、税務訴訟、住民訴訟、国家賠償、さらには、行政上の不服申立て、住民監査請求等を予定している。
要件事実論総合Ⅰ	要件事実論の観点から、民事裁判権の限界、訴えの利益、釈明権、立証責任、既判力、二重起訴と相殺の抗弁、一部請求と残部請求、訴訟物理論をはじめとする民事訴訟手続の重要な理論問題を検討する。具体的事例の要件事実に関する検討を踏まえて手続法の理論的問題に及ぶことにより、民事実体法と手続法の融合問題についての確かな展望を与える。
要件事実論総合Ⅱ	行政法、社会保障法、租税法、労働法、知的財産法の領域から実務的にも重要な事例を挙げ、その要件事実を分析する。要件事実論が一般民事法の分野だけでなく、展開・先端科目の法領域でもその適用を見ること、さらには、あらゆる訴訟類型を理論的に理解するために必要な技術であることを理解し、その技術を体得する。
家族法総合	家族法の基本的知識を前提に、実務家として直面するであろう具体的設例についての考察を通して、より実践的な知識を身につけることを目標とする。
知的財産法Ⅰ	特許法・実用新案法を中心に知的財産法に関する基本的知識の修得を目的とする。特許制度の概要、発明の活用方法とその基本概念について説明したうえで、出願審査手続の流れに従って、実体的・手続的問題点について学習する。さらに、特許権の効力について、とくに、その侵害訴訟で主要な論点となる特許発明の技術的範囲を中心に、体系的理解を目指す。なお、半導体チップ法、種苗法などの特別法についても必要な範囲で取り上げる。

知的財産法Ⅱ	著作権法を中心に知的財産法に関する基本的知識の修得を目的とする。著作権法全般にかかわることを総論的に説明したうえで、著作権ビジネスの類型（音楽、映画、プログラム、データベース）ごとに、それぞれ固有の問題について講述する。さらに、著作者人格権、著作権の制限・登録制度、保護期間、国際的保護についても言及する。なお、インターネット環境における知的財産権問題、スポーツビジネスに関する問題等についても言及する。
知的財産法Ⅲ	意匠法、商標法、不正競争防止法を中心に知的財産法に関する基本的知識の修得を目的とする。デザインおよびブランドの保護制度を概説したうえで、意匠登録要件、権利取得の手続、意匠権侵害、特定不正競争行為、営業秘密、不当表示、パブリシティの保護、商標登録要件、商標登録出願手続、商標権の効力、並行輸入・ライセンス、国際条約について学習する。
倒産法Ⅰ	破産手続の概要と問題点を学習し、破産法の基本構造を理解する。民事再生法や会社更生法などの再建型倒産法も破産法の体系を下地にして作られているので、破産法の基本構造を理解することは極めて重要である。なお、近時の厳しい経済状況に鑑みて、民事再生法、会社更生法、個人債務者の倒産手続、私的整理なども取り上げる。
倒産法Ⅱ	債務者・従業員・債権者（取引先・金融機関）等の妥当な利害調整という視点を重視しつつ、再建型倒産処理手続のうちくに重要性が高い民事再生法と会社更生法を取り上げる。
倒産法総合	破産法ないし特別清算等の清算型の処理、および、民事再生法・会社更生法等の再生・再建型の処理についての総合的知識を前提に、具体的な倒産関連事例についての演習を重ね、倒産処理に精通した法曹実務家としての基本を学習する。
民事執行・保全法	民事執行の概念と執行機関、強制執行の要件と手続、金銭執行、非金銭執行、担保権の実行と形式的競売、民事保全の概念、保全命令手続、保全執行手続といった、民事執行法と民事保全法に関する基本的な知識を修得する。
消費者法	消費者問題に関する特別法（消費者契約法、特定商取引法、利息制限法、金融商品販売法、電子消費者契約特例法、製造物責任法、住宅品質確保促進法など）を取り上げ、それらの意義と内容を、民法規定との関連において学習し、消費者問題の民事法的解決に必要とされる基本的知識と考え方を修得する。
現代契約実務	製品・商品（有体物）販売に関わる契約類型、役務（サービス）提供に関わる契約類型、知的財産権（無体物）に関わる契約類型について、契約条項を検討し、また、契約書を作成することによって、現代社会で頻繁に利用されている契約に関する実務的な知識および契約書作成技術を修得する。
金融法	民事・商事の金融取引に通暁する法曹を育成するための科目である。研究者教員と実務家教員が共同で担当する。債権総論、担保物権法の十分な知識を前提に、債権管理、債権保全、債権回収、債権譲渡担保による資金調達、資産流動化やプロジェクトファイナンスの問題等を扱う。現実の契約書作成演習や、実際の紛争事案に近い設例を用いた演習等も行う。
金融取引と租税	税法上の包括的所得概念を基礎として、これに密接に関連するキャピタルゲイン課税、利子・配当課税の歴史および在り方を検討し、税制が直接金融と間接金融の発展に与える影響を考察する。また、金融商品の急激な増加に伴う税制上の問題、不良債権に関わる税制上の問題等も検討する。さらに、信託、保険等の税務上の基本問題についても学習する。
保険法	保険契約法を中心に保険法の基本的知識の修得およびそれを前提とした問題解決のための応用力の育成を目的とする。保険契約法を学ぶことにより、民法の契約法理の理解を深めることができ、また、保険業法を検討することにより、保険業法上の制度の理解に加え、法と行政との関わりについての理解を深めることができる。
信託法	資産の運用手段としての貸付信託や金銭信託、資産の流動化・証券化のための信託制度の活用、福祉目的のための特定贈与信託、財団法人と同様の機能を有する公益信託など、信託に対する社会的ニーズは高い。この授業では、信託の基礎理論（信託の定義、成立、効力、終了など）と実務（貸付信託、投資信託、土地信託、公益信託、不動産の流動化・証券化など）につき、具体的事例を通して学習する。

商事信託法	商事信託に関する基本的知識と思考方法の修得を目的とする。信託の法的特徴と経済的機能を検討し、制定法および判例法によりそれがいかに実現されているかを検証したうえで、信託の基礎的な法律関係、商事信託に関する規制全般を理解する。また、不動産証券化スキームなど、商事信託を使った最近の取引手法についても学習する。
企業金融法	いわゆる企業金融法の領域において生起する法律上の論点を網羅的に取り上げる。すなわち、社債・株式等による資金調達、資産運用、資産の流動化、M&A、リストラクチャリング、自社株式の取得、ストックオプション等に関して、その基本的な仕組みと実務知識を修得する。
企業会計法	商法および証券取引法に基づく会計（会社の計算）の規制を概観し、現在の状況を正確に把握するとともに、今後の展望、および、商法会計の発想方法を理解させる。国際会計基準や諸外国の規制との対比を行い、将来、法曹として会計問題に直面した際に、クライアントに対するアドバイス、準備書面あるいは判決文を作成するための基礎的な知識を提供する。
裁判外紛争解決	裁判外紛争解決手段（ADR）の基本的な知識の修得と紛争解決の多様な技法を理解する。紛争解決手段の多面的な展開を通して、現代社会に生起する多種多様な紛争の実相を、紛争解決手段の観点から捉え直すことを目指す。
家事事件実務	民法のうち、家族（親族および相続）に関する問題を中心に、具体的な問題解決能力の育成を目指す。受講生は、あらかじめ与えられた設例につき、その問題点を把握し、判例・学説を調査しなければならない。授業では、質疑応答、書面作成に加え、模擬審判、模擬裁判なども取り入れる。
金融法実務	銀行業務を中心として、金融システムと金融取引を概観したうえで、金融取引から発生する種々の法律問題を取り上げる。実際の紛争解決手段の選択や訴訟を含めた手続についても学習する。
刑事政策・被害者学	犯罪者処遇論、犯罪予防論および被害者学の基本的な内容を修得し、現代社会に生起する様々な犯罪問題への対応と被害者支援の在り方を総合的に検討するうえで必要な政策論的手法と思考能力を養う。外国人犯罪、高齢者犯罪、精神障害者犯罪、組織犯罪といった犯罪類型別の対策、犯罪被害者に対する経済的支援や犯罪被害者の刑事手続における法的地位の在り方などを取り上げる。
法医学	法医学は医学と法の橋渡しをする学問であるが、その主たる目的は刑事・民事訴訟における種々の医学的問題を鑑定（司法解剖・DNA鑑定・物件鑑定など）の形で解決することであり、非常に実務的な色彩の強い領域である。将来、裁判官、検察官、弁護士として裁判に携わった際に必要となる法医学的な知識や考え方を修得する。
青少年と法	青少年、つまり子どもは、おとなではない存在として、法的に特別な配慮が払われている。本授業では、「子どもに対する特別な配慮」をキーワードとして、法制度を横断的に検討することによって、子どもと法との関係を探る。その際、本授業では「子どもの権利条約」を子どもについての基本法として位置づけ、同条約の理念を確認するとともに、具体的な場面での子どもへの特別な配慮について検討する。
経済刑法	資本主義市場経済下において登場する市場メカニズムの悪用や新たな経済活動上の不正行為など、いわゆる経済犯罪は、その性格上、刑法典以外の多くの特別法中に規定されている。このような経済刑法に関する基本的な知識と適正な視座を提供し、未解決の問題を自ら発見・解決していく能力を養う。
労働法Ⅰ	労働法の総論をなす基本的事項、労働市場をめぐる法規律、および、個々の労働者と使用者との個別的な労働関係をめぐる法規律（雇用関係法）のうち総論的な部分を理解する。
労働法Ⅱ	賃金・労働時間などの労働条件、安全衛生・災害補償、懲戒処分、解雇、非典型雇用など、個々の労働者と使用者との個別的な労働関係をめぐる法規律（雇用関係法）のうち各論的部分を理解する。

労働法Ⅲ	労働者の団結体である労働組合と使用者との集団的な労働関係等をめぐる法規律（労使関係法）を理解する。
労働法総合	労働法分野において最近問題となっている先端的課題、および、労働法における複数の領域を横断し、あるいは、他の法分野ともかかわる問題につき、判例や事例の分析を中心に詳細な検討を行う。
経済法基礎	経済法、とりわけその中核的存在である独占禁止法を中心に、その基礎的知識および思考方法の修得を目的とする。もちろん、素材として、公正取引委員会における審決・命令さらには判例を積極的に取り入れる。
経済法総合	経済法に関する基礎的知識を有する者を対象として、最新の論点や応用的事例について検討するとともに、情報通信、金融、消費者法といった個別分野の諸問題について経済法的視点から分析を加える。
労働紛争処理法	労働紛争の処理に関わる法的規律を総合的に把握するとともに、裁判において重要な役割を果たす要件事実論を労働法の分野に即して学ぶ。また、主要な労働裁判の類型につき、要件事実のダイアグラムを作成する訓練も試みる。
社会保障法	高齢・疾病・貧困・失業など生活を脅かす事態に対して生存権保障のために諸々の給付やその他の対応を行う社会保障制度をめぐる法的枠組みとそこでの検討課題を理解する。
労働法実務	労働法の構造、労働市場に関する法律等の概略的説明を経て、労働基準法、労働組合法についての基本的な知識および思考方法を修得する。人事労務管理への指導等ができることを目指す。
経済法実務	経済法の中核である独占禁止法について、公正取引委員会の審決・勧告・警告等、判決例、企業法務上の相談事例（各種手続、予防法務等）などを題材として、具体的な局面における解決にむけて論理的に思考する能力を修得する。
国際法	現代の国際社会で生じている様々な問題について、国際法の諸規定がどのような形で問題を解決しようとしているのかを理解するために、国際裁判所および国内裁判所の判例ならびに各種の事例を参照しながら、基本的な法概念や枠組みについて学習する。
国際法総合	条約法、外交・領事関係、海洋法、国際航空法、国際宇宙法、人権保障、武力紛争法などの分野における具体的な国際法事例を取り上げ、国際法の適用、解釈における問題点について分析する。これらを通じて、国際法の他の分野で生ずる問題にも対応できる能力を養う。
国際私法	国際的な民商事法上の問題を規律している国際私法に関する基本的な知識および思考方法を修得する。総論として、国際私法の意義、法源、準拠法の決定過程、法律関係の性質決定、連結点の確定などについて学習し、各論として、国際財産法、国際家族法を学習する。
国際商取引法	ウィーン売買条約、インコタームズ、ユニドロワ国際商事契約原則などを題材にして、国際売買契約ならびにその成立および履行過程において必然的に生じる私法上の法律関係（運送、保険、手形、信用状など）についての基本的知識を修得する。
国際取引法総合	「国際私法」および「国際商取引法」の総合科目として、国際取引をめぐって発生する法的諸問題を体系的かつ実践的に扱う。主な内容は、国際取引に対する各国の公法的規制（競争法、輸出管理法等）の適用、契約・不法行為・物権等についての国際私法による準拠法の決定・適用、国際紛争の解決手段として国家裁判所を用いる場合の国際裁判管轄等の問題、国際商事仲裁、国際倒産法等である。
国際環境法	国境を越える環境問題に対して発展してきた国際環境法の内容と規制方式を理解する。これまでに作成された環境に関連する文書・条約の理解、各国の実行、国際機構の対応などを検討し、法的な問題点とそれへの対応方式について分析を行う。また、新たに生じてくる地球環境問題に、これまでの法原則を適用する問題点についても考察する。
国際租税法	国際的二重課税の問題と国際的租税回避の問題を重点的に取り上げる。一般取引法や外国法さらには経済学の知識を総動員して、国際取引に伴う租税問題を解決し、グローバルな視点で国際租税戦略を立案することができる能力を養う。

国際刑事法	国際刑法全般に関する基本的知識および国際刑法特有の方法論・思考方法を修得し、国際法曹にふさわしい知見を獲得する。具体的には、国際刑法の歴史的展開を分析し、国際刑法の法理・諸概念の形成過程について学習したうえで、今日における国際刑事司法の主要問題点、とくに国際刑事裁判所の機構と実践について学ぶ。
国際経済法	グローバル化、相互依存が深化している世界経済における通商を規律する法的フレームワークについて、主としてWTO各協定ならびにその紛争処理システムであるパネルおよび上級委員会報告を総合的に学習し、国際経済法の基礎知識および法的思考形式を修得する。
国際民事訴訟法	従来の判例で扱われた問題を手がかりに国際民事紛争の実態を理解したうえで、国際民事訴訟総論（規律対象、法源など）、外国人の訴訟上の地位、裁判権の免除、国際裁判管轄、国際訴訟競合、国際司法共助、証拠収集・証拠調べ、外国法の適用、外国判決の承認・執行等の問題について検討する。国際仲裁、国際倒産および保全訴訟についても取り扱う。
国際取引法実務	国際取引の代表例である企業提携、技術取引、金融取引などの法的構成、および、各種契約条項の法的意味を学ぶことによって、国際取引実務に必要な知識を修得するとともに、そこで要求されるリーガルマインドを養う。
国際金融取引法実務	多岐にわたる国際金融取引のうち、とりわけ日本経済の国際化に伴い展開してきた取引類型（証券発行などの資本市場取引、シンジケートローンやデリバティブなどの相対金融取引、アセットファイナンスや証券化・流動化取引などの特殊金融取引など）につき、それぞれが内包する法的問題とその解決策について、具体的な取引事例や契約書類などを素材として、体験的に学習する。
環境法Ⅰ	環境基本法や環境法の基本理念を理解し、これを具体化する制度である環境影響調査、化学物質の適正管理、廃棄物の処理、土壌汚染対策、地球温暖化防止対策などの基礎を学ぶ。環境法の基本的な発想方法、基礎的な知識を身につけるとともに、公害・環境紛争に関する実務の問題に対応する前提となる基礎的能力を修得する。
環境法Ⅱ	公害・環境紛争に関する裁判例やADRの事例、環境紛争が立法につながった事例などを実務的な観点から取り上げる。紛争と環境政策・環境立法との関係についての理解を深め、公害・環境紛争を適正に解決するための実務能力を身につける。公害等調整委員会の調停室等の見学や担当職員との意見交換の場も設けたい。
情報法	裁判例等を素材として、名誉毀損法、個人情報保護法、情報公開法、マス・メディア法、放送・通信法、サイバー法における公法上の重要論点について、現行法の解釈による解決方法を修得する。現行法の解釈によっては解決困難な問題については、立法論的解決可能性を検討する。もちろん、情報法に関連する新たな動向にも言及する。
ジェンダーと法	ジェンダーという新たな視点の導入は、アカデミズムにも影響を与え、法律学においても「ジェンダー法学」という分野を形成するに至った。本授業では、ジェンダーの視点から横断的に法を見直すことで、法の持つ限界を明らかにするとともに、法およびその運用をジェンダーニュートラルなものにしていく方途を考える。
医事法Ⅰ	臓器移植、安楽死・尊厳死、代理母、クローン技術など、現代医療が惹起している法的・倫理的諸問題について、法と生命倫理の観点から検討する。研究者教員と弁護士であり医師でもある実務家教員とが共同で担当することによって、内外の判例や諸法令を検討するとともに、単なる法律論にとどまらず、基礎的な医療知識も併せて提供し、この分野における問題の本質を理解させる。
医事法Ⅱ	インフォームド・コンセント、癌の告知、宗教上の輸血拒否、医療過誤など、現在の医療関連法務や医療関連訴訟の中で問題となる各論点を取り上げ、法曹実務家に要求される基本的知識を修得させる。本授業も、「医事法Ⅰ」と同様に、弁護士であり医師でもある教員が担当し、問題の本質を理解させることに努める。なお、医師法、医療法、薬事法などの特別法についても取り上げる。

サイバー法	IT技術の発展によりその姿を現してきたサイバー法（cyber law）の領域を概観し、同領域の具体的裁判例を検証することにより、現在ある法律の基本的知識を得るとともに、将来の法令の改廃、行政の関与、法解釈の方向性を探る。
American Constitutional Law	アメリカ合衆国の法と社会において最高裁判所が果たしている役割に焦点を当てながら、アメリカ合衆国憲法について学習する。アメリカ合衆国最高裁判所判例の中から重要判例を読むとともに、憲法訴訟についても理解を深める。授業は英語で行われる。ただし、質問・意見表明に際しては、日本語を使用することもできる。
Multinational Corporations & Corporate Governance	多国籍企業の設立および運営を通じて、国際公法と広義の国際私法との関係を分析する。国際ビジネスに適用される各国の会社法や国際公法について学ぶと同時に、環境破壊や金融操作なども含め、この分野における多様な諸問題を議論する。授業は英語で行われる。ただし、質問・意見表明に際しては、日本語を使用することもできる。
American Contract Law	アメリカ法における契約の成立、解釈および履行ならびに契約違反に対する救済に適用される諸準則を概観する。
American Property Law	アメリカ法における土地に関する権利の取得、移転および共有ならびに土地利用の制限に適用される諸準則について概観する。
M&A and Strategic Alliances	株式交換、LBOなどの借入金による買収等、日本国内および国境を越える取引において用いられる、標準的な企業合併・企業買収についての基本概念、法原則および法構造を紹介する。授業は英語で行われる。
International Dispute Resolution	国際訴訟および国際的な裁判外紛争解決（ADR）、とりわけ商事仲裁に関して、様々な理論的・実務的問題を検討する。授業は英語と日本語で行われる。
American Tort & Product Liability Law	アメリカにおける不法行為法および製造物責任法の基礎知識を修得する。これらの法は日本法に大きな影響を与えているので、比較法的観点からもいくつかの論点を取り上げる。授業は英語で行われる。ただし、質問・意見表明に際しては、日本語を使用することもできる。
International IP Licensing Agreements	国際的な知的財産ライセンス契約における実務上の諸問題について検討する。とりわけ、秘密保持の問題、ライセンス・フランチャイズ契約において生じる諸問題に焦点を当てる。授業は英語で行われる。ただし、質問・意見表明に際しては、日本語を使用することもできる。
American Secured Transactions Law	アメリカ法における主として動産に約定担保権を設定する方法による資金調達を規制する法を概観する。統一商法典第9編に焦点を当てるが、連邦破産法典も考慮に入れる。
Tax and Accounting for Business Combinations and Workouts	破綻企業に関する投資、再編成およびM&Aは重要な法領域を形成している。ところが、破綻企業においては、その会計もまた破綻しているのが通常であり、法律家にはそれを洞察する能力も要求される。本授業では、企業再編成・再生の会計学を概観するとともに、不正会計に関する事例を研究する。
Corporate and Project Finance	標準的な企業金融について、その基本概念、法原則および構造を紹介する。また、開発途上国におけるインフラ整備事業のための事業財務取引、および、先進国における個人金融イニシアティブ（PFI）も取り上げる。授業は英語で行われる。
Corporate Counseling & Legal Risk Management	企業内または企業外にあって、国際的な企業法務に従事することを可能にする法的知識と法的技術を紹介する。予防法学的ないしリスク管理に重点を置く。授業は英語と日本語で行われる。
フランス法 I	フランス革命前の普通法時代から現代に至るフランス私法史について概観するとともに、さまざまな政体を越えて持続的に発展してきたフランスの私法理論の特色を浮き彫りにする。比較法的・歴史的考察を通じて、現代日本の法状況を相対化できる眼を養う。なお、原書を用いた演習方式を採用するため、受講生には予め仏文のテキストを読んでもくることが求められる。

フランス法Ⅱ	フランス公法は、市民革命後の近代国家の統治構造モデルとして、日本の公法にも大きな影響を与えてきた。この授業では、フランス公法のうち、統治理論と行政法理論を二つの柱として比較法的知見を深め、日本の公法をより深く理解し修得することを目指す。また、フランス公法はEU法の基盤ともなっており、EU法を理解するうえでも欠かせないものである。
ドイツ法Ⅰ	現代ドイツ法における私法・経済法を検討する。単なる概説や歴史的経緯の検討にとどまらず、同一ないし類似の法概念や法制度が、（主としてドイツと日本という）異なる社会秩序において現実にもどのように機能し、どのような役割を果たしているかという問題に重点を置き、日本の法曹となるべき受講者の問題意識を喚起したい。授業は、講義とドイツ語・日本語文献の講読とを組み合わせながら進める。
ドイツ法Ⅱ	広義の公法の領域を対象とする。とりわけ、刑法および刑事司法を中心とした司法制度の全体像の理論と実務に関する基本的な知識の修得を目指す。講義とドイツ語文献の講読とを組み合わせながら授業を進める。
イギリス法	国際取引法務に従事するうえで必要なイギリス私法の基礎知識およびその活用方法を修得する。イギリスの司法制度および契約法を概観したうえで、国際商品取引、海上運送、海上保険など、イギリス法が準拠法として指定される場合が多い取引契約の中から適当な題材を選び、それに関わる法律問題について検討する。
中国法	日本法との比較も視野に置きながら、中国の法体系および法律用語の説明等を行ったうえで、中国における外国企業の経済活動および中国企業との取引行為に関する中国の法律ならびにこれと関係する日本その他アジア諸国の法律について検討する。なお、中国の判例、契約書、律師考試問題等、原文の教材を使用する。
EU法	欧州連合（EU）法の中核をなす欧州共同体（EC）法に関する基本的知識の修得を目的とする。組織法（EU諸機関、立法手続、行政制度、司法制度）、国内法との関係（直接効果、優越性、EC法上の権利の国内的救済）、実体法としての域内市場法（物・人・サービス・資本の自由移動、競争法）、および、WTO法との関係を取り上げる。
アジア法	アジア各国の司法制度に関する基礎的知識と情報収集能力を備えることを目標とする。できる限り実際の法令集や判例集から編集した資料などを用いて、アジア法制度の内容や検索方法を具体的に体験学習することを目指す。
開発法学（法整備支援論）	発展途上国への法整備支援を題材にして、社会発展のために法制度がどのような役割を果たしうるかという根本問題を、実践的かつ理論的に探求する。すなわち、法整備支援が本格化した背景を分析するとともにその意義を確認し、ついで、国際機関、NGO、外国国家および日本政府による法整備支援の実践例を検証し、さらに、法整備支援の問題点の学問的分析を踏まえたうえで、開発法学の理論構築を試みる。
企業法務 ベーシック・プログラム （渡辺）	多岐にわたる企業法務のうち、コーポレートガバナンス、合併・企業買収、事業提携、国際取引、競争法（とくにアメリカと欧州）等を中心にその基礎を概観し、最新の実務において必要とされる法的知識および法的思考力を養うための基礎知識を修得する。同一担当者による「企業法務ワークショップ・プログラム」と連動し、企業法務に関する主要な実務を体験的に理解する。
企業法務 ワークショップ・プログラム （渡辺）	同一担当者による「企業法務ベーシック・プログラム」と連動し、企業法務に関する主要な実務を体験的に理解し、実務家にふさわしい実践的な法知識、方法論および検討の視点を修得する。
企業法務 ベーシック・プログラム （江口、菅原、豊泉、福井）	株式会社の設立、業務の拡大、上場、リストラ、内紛、企業再編などを経て倒産するまでの過程を追うことにより、株式会社法上の問題だけでなく、労働法や倒産法など、企業法務上避けて通れない法領域について学習し、企業法務という業務分野についての基本的な知識と理解を得る。
企業法務 ワークショップ・プログラム （江口、菅原、豊泉、福井）	同一担当者による「企業法務ベーシック・プログラム」と連動し、コーポレートガバナンス（企業統治）および企業再編分野について、ソクラテス・メソッドによる総合演習を行い、両分野を取り扱うための基本的な知識と検討方法を身につける。

金融法務 ベーシック・プログラム (池田、太田)	金融法務の各分野を取り別に取り扱い、金融取引の基礎知識を修得する。個別的な貸付行為から近時急増しているシンジケートローン、社債発行による資金調達、新株や新株予約権付社債の発行によるエクイティファイナンス、各種資産の流動化、企業再生に際して用いられるディップファイナンスやデットエクイティスワップ、信用状取引その他の貿易金融等の取引を、金融機関の立場から見て個別に分析検討し、法的な理解を深める。
金融法務 ワークショップ・プログラム (池田、太田)	同一担当者による「金融法務ベーシック・プログラム」と連動し、いわゆるLBOやMBOといったM&Aに伴う資金調達(Acquisition Financeと呼ばれる)を、様々な実務上の角度から取り上げる。これによって金融法務全般にわたる伝統的な論点を含む基本的な法律問題の理解の獲得を目指す。契約書の作成・検討およびそれに基づく模擬交渉なども行う。
金融法務 ベーシック・プログラム (五十嵐、小杉、保坂、前田)	金融法務基礎編として、金融実務(投資銀行実務を含む)で法曹が関わる諸取引のうち、基本的な形態であるローン契約、社債発行、株式発行・譲渡を題材に、契約書の作成・検討、法律問題の検討・調査、レポート作成業務の実習を通して、会社法・証券取引法などの関連法規のうち企業金融に関わる部分の学習をするとともに、金融法務の実務的な素養を体験的に養う。
金融法務 ワークショップ・プログラム (五十嵐、小杉、保坂、前田)	同一担当者による「金融法務ベーシック・プログラム」と連動し、金融法務応用編として、発展的な形態であるM&A、企業再編、証券化取引、デリバティブ取引を題材に、契約書の作成・検討、法律問題の検討・調査、レポート作成業務の実習を通して、これらの取引に関わる金融関連法、税法などの実践的知識を得るとともに、金融法務の実務的な素養を体験的に養う。
渉外法務 ベーシック・プログラム (内田、増田)	渉外法務実務の実地体験、渉外英文契約の査読、渉外契約の基本となる合併契約・ライセンス契約の重要条項の徹底分析、実例に基づく質疑、模擬交渉等を通して、渉外法務に対する関心、興味を高め、渉外法務の基礎知識、基本的な思考能力を養成する。さらに、典型取引である企業提携、技術取引、金融取引、これらに関係する競争法、国際紛争解決の実務を紹介する。
渉外法務 ワークショップ・プログラム (内田、増田)	同一担当者による「渉外法務ベーシック・プログラム」と連動し、渉外法務における典型取引である企業提携、技術取引、金融取引等の実例を通して、渉外法務の実務に必要な知識を修得する。また、国際取引契約を交渉・作成する立場になって理解し、さらに、紛争解決の実務を学ぶことにより、法的思考能力、戦略的思考能力、交渉力等を養成する。
渉外法務 ベーシック・プログラム (鹿内、島田、矢嶋)	国際取引において交渉開始から契約締結、紛争解決に至るまでに一般的に生じる諸問題を一通り経験し、その解決のための基礎知識を修得する。その際、国際標準となっている諸基準を理解するとともに、紛争解決に際しての各国裁判制度および商事仲裁その他のADRの活用も検討する。さらに、国際租税および国際倒産手続等における諸問題も取り扱う。
渉外法務 ワークショップ・プログラム (鹿内、島田、矢嶋)	同一担当者による「渉外法務ベーシック・プログラム」と連動し、国際取引を行う際に遭遇するであろう諸問題を、貿易取引、M&A、国際ファイナンスなど、いくつかの典型事例に分けて考察する。さらに、あらゆる取引に共通する問題と特殊な問題とに分類し、一般的対応方法と個別的対応方法とを個々の事例を通じて学習する。企業ないし法律事務所におけるエクスターンシップも実施する。
渉外法務 ベーシック・プログラム (グロンディン、田村、マクリン)	国際的な弁護士に必要とされる技術を修得することに重点を置いて、国際取引法の基礎を伝授する。法的リスク管理とビジネス戦略の観点から、国際売買契約、ライセンス契約、代理店契約、海外直接投資、ジョイント・ベンチャーなどを取り上げる。授業は英語で行われる。ただし、質問・意見表明に際しては、日本語を使用することもできる。
渉外法務 ワークショップ・プログラム (グロンディン、田村、マクリン)	同一担当者による「渉外法務ベーシック・プログラム」と連動し、優れた契約書の構成要素を学ぶとともに、その作成技術を修得する。取引当事者の許可を得て実際の取引文書を手し、その重要性のみならず、それを通じて国際取引の最新の傾向を理解する。

知的財産法務 ベーシック・プログラム (小泉、牧野)	企業がその保有する特許権を行使し、または、他企業からの特許権行使に対処するうえで必要な特許法上の問題について、特許権侵害訴訟における問題点を中心に、基礎的知識と思考方法を修得する。具体的には、特許権の概略、特許権侵害訴訟において問題となる基本論点と応用的論点について学習したうえで、特許権の行使形態として、また、侵害訴訟への対処として重要な実施権について学習する。
知的財産法務 ワークショップ・プログラム (小泉、牧野)	同一担当者による「知的財産法務ベーシック・プログラム」と連動し、その応用的知識と思考方法を修得する。具体的には、企業における特許管理、特許権侵害紛争とその背景事情、特許権侵害訴訟手続の概要を学習したうえで、具体的な事例を素材として使用しながら、訴訟の流れに沿って事件の処理方法についての演習を行う。さらに、訴訟手続を振り返りながら、企業における特許戦略について考察、議論する。
知的財産法務 ベーシック・プログラム (熊倉、小泉)	商標、ビジネス方法、コンピュータ・プログラム等のネット上での無断利用、プロバイダの責任、ドメインネームの保護など、インターネットに特有の知的財産法上の問題点についての基礎的知識と思考方法を修得する。さらに、各種の紛争解決制度や国際私法上の問題点についても学習する。
知的財産法務 ワークショップ・プログラム (熊倉、小泉)	同一担当者による「知的財産法務ベーシック・プログラム」と連動し、商標、ビジネス方法、コンピュータ・プログラム等のインターネット上の無断利用について、権利者の利益を守るための法的手段についての応用知識および思考方法を、事例演習を通じて修得する。さらに、これらの事例において、外国の当事者または外国における行為が関わる場合についても取り扱う。



英文科目名一覧

授業科目名	英文科目名
憲法Ⅰ	CONSTITUTIONAL LAW I
憲法Ⅱ	CONSTITUTIONAL LAW II
憲法総合	ADVANCED CONSTITUTIONAL LAW
行政法Ⅰ	ADMINISTRATIVE LAW I
行政法Ⅱ	ADMINISTRATIVE LAW II
公法総合	ADVANCED PUBLIC LAW
民法Ⅰ（民法総論）	CIVIL LAW I (GENERAL PRINCIPLES)
民法Ⅱ（財産法）	CIVIL LAW II (PROPERTY)
民法Ⅲ（契約法）	CIVIL LAW III (CONTRACTS)
民法Ⅳ（民事責任法）	CIVIL LAW IV (TORTS AND REMEDIES)
民法Ⅴ（担保法）	CIVIL LAW V (SECURITIES)
民法Ⅵ（家族法）	CIVIL LAW VI (FAMILY)
民法総合Ⅰ	ADVANCED CIVIL LAW I
民法総合Ⅱ	ADVANCED CIVIL LAW II
商法Ⅰ	COMMERCIAL LAW I
商法Ⅱ	COMMERCIAL LAW II
商法総合Ⅰ	ADVANCED COMMERCIAL LAW I
商法総合Ⅱ	ADVANCED COMMERCIAL LAW II
民事手続法Ⅰ	CIVIL PROCEDURE I
民事手続法Ⅱ	CIVIL PROCEDURE II
民事手続法総合	ADVANCED CIVIL PROCEDURE
民事法総合Ⅰ	PRIVATE LAW AND PROCEDURE I
民事法総合Ⅱ	PRIVATE LAW AND PROCEDURE II
刑法Ⅰ	CRIMINAL LAW I
刑法Ⅱ	CRIMINAL LAW II
刑法総合	ADVANCED CRIMINAL LAW
刑事訴訟法	CRIMINAL PROCEDURE
刑事訴訟法総合	ADVANCED CRIMINAL PROCEDURE
刑事法総合	CRIMINAL LAW AND PROCEDURE
要件事実論	FUNDAMENTALS OF ULTIMATE FACTS
民事実務基礎	BASICS OF PRIVATE LAW PRACTICE
模擬裁判（民事）	MOOT COURT (PRIVATE LAW)
刑事実務基礎	BASICS OF CRIMINAL LAW PRACTICE
模擬裁判（刑事）	MOOT COURT (CRIMINAL)
法曹倫理	LEGAL ETHICS AND PROFESSIONAL RESPONSIBILITY
法哲学	LEGAL PHILOSOPHY
法史学（西洋法史）	WESTERN LEGAL HISTORY
法史学（近代日本法史）	MODERN JAPANESE LEGAL HISTORY
法社会学	SOCIOLOGY OF LAW
司法制度論（刑事）	JUDICIAL SYSTEM (CRIMINAL)

法と経済学	LAW AND ECONOMICS
立法政策学	LEGISLATION AND POLICY
法交渉学	LEGAL NEGOTIATION
政治学	POLITICS
行政学	GOVERNMENT
経済学	ECONOMICS
金融論	FINANCE
会計学	ACCOUNTING
簿記論	BOOKKEEPING
経営学	MANAGEMENT
地方自治法	LOCAL GOVERNMENT LAW
租税実体法Ⅰ（所得税）	TAX LAW I (INCOME TAXATION)
租税実体法Ⅱ（法人税・消費税）	TAX LAW II (ENTERPRISE TAXATION)
租税実体法Ⅲ（資産税）	TAX LAW III (CAPITAL TAXATION)
租税手続法	TAX PROCEDURE
政府規制産業法	LAW ON REGULATED INDUSTRIES
エネルギー法	ENERGY LAW
行政事件訴訟実務	ADMINISTRATIVE LAW LITIGATION PRACTICE
要件事実論総合Ⅰ	ADVANCED STUDY OF ULTIMATE FACTS I
要件事実論総合Ⅱ	ADVANCED STUDY OF ULTIMATE FACTS II
家族法総合	ADVANCED FAMILY LAW
知的財産法Ⅰ	INTELLECTUAL PROPERTY LAW I
知的財産法Ⅱ	INTELLECTUAL PROPERTY LAW II
知的財産法Ⅲ	INTELLECTUAL PROPERTY LAW III
倒産法Ⅰ	BANKRUPTCY LAW I
倒産法Ⅱ	BANKRUPTCY LAW II
倒産法総合	ADVANCED BANKRUPTCY LAW
民事執行・保全法	(PROVISIONAL AND FINAL) REMEDIES IN CIVIL PROCEDURE
消費者法	CONSUMER LAW
現代契約実務	CONTRACT PRACTICE
金融法	FINANCIAL LAW
金融取引と租税	FINANCE INSTRUMENTS AND TAXATION
保険法	INSURANCE LAW
信託法	LAW OF TRUST
商事信託法	LAW OF COMMERCIAL TRUST
企業金融法	LAW OF CORPORATE FINANCE
企業会計法	ACCOUNTING AND CORPORATE LAW
裁判外紛争解決	ALTERNATIVE DISPUTE RESOLUTION
家事事件実務	FAMILY LAW PRACTICE
金融法実務	FINANCIAL LAW PRACTICE
刑事政策・被害者学	CRIMINAL POLICY・VICTIMOLOGY
法医学	FORENSIC MEDICINE
青少年と法	JUVENILE DELINQUENCY AND THE LAW
経済刑法	ECONOMIC CRIMINAL LAW
労働法Ⅰ	LABOR LAW I (GENERAL PRINCIPLES OF LABOR LAW AND EMPLOYMENT RELATIONS LAW)

労働法Ⅱ	LABOR LAW II (EMPLOYMENT RELATIONS LAW)
労働法Ⅲ	LABOR LAW III (INDUSTRIAL RELATIONS LAW)
労働法総合	ADVANCED LABOR LAW
経済法基礎	BASIC ECONOMIC LAW
経済法総合	ADVANCED ECONOMIC LAW
労働紛争処理法	RESOLUTION OF LABOR AND EMPLOYMENT DISPUTES
社会保障法	SOCIAL SECURITY LAW
労働法実務	EMPLOYMENT AND LABOR LAW PRACTICE
経済法実務	ECONOMIC LAW PRACTICE
国際法	PUBLIC INTERNATIONAL LAW
国際法総合	ADVANCED PUBLIC INTERNATIONAL LAW
国際私法	PRIVATE INTERNATIONAL LAW (CONFLICT OF LAWS)
国際商取引法	INTERNATIONAL COMMERCIAL LAW
国際取引法総合	ADVANCED INTERNATIONAL TRADE LAW
国際環境法	INTERNATIONAL ENVIRONMENTAL LAW
国際租税法	INTERNATIONAL TAX LAW
国際刑事法	INTERNATIONAL CRIMINAL LAW
国際経済法	INTERNATIONAL ECONOMIC LAW
国際民事訴訟法	INTERNATIONAL CIVIL PROCEDURE
国際取引法実務	INTERNATIONAL TRADE LAW PRACTICE
国際金融取引法実務	INTERNATIONAL FINANCE LAW PRACTICE
環境法Ⅰ	ENVIRONMENTAL LAW I
環境法Ⅱ	ENVIRONMENTAL LAW II
情報法	INFORMATION LAW
ジェンダーと法	GENDER AND LAW
医事法Ⅰ	MEDICAL LAW I
医事法Ⅱ	MEDICAL LAW II
サイバー法	CYBER LAW
American Constitutional Law	AMERICAN CONSTITUTIONAL LAW
Multinational Corporations & Corporate Governance	MULTINATIONAL CORPORATIONS & CORPORATE GOVERNANCE
American Contract Law	AMERICAN CONTRACT LAW
American Property Law	AMERICAN PROPERTY LAW
M&A and Strategic Alliances	M&A AND STRATEGIC ALLIANCES
International Dispute Resolution	INTERNATIONAL DISPUTE RESOLUTION
American Tort & Product Liability Law	AMERICAN TORTS & PRODUCTS LIABILITY LAW
International IP Licensing Agreements	INTERNATIONAL IP LICENSING AGREEMENTS
American Secured Transactions Law	AMERICAN SECURED TRANSACTIONS LAW
Tax and Accounting for Business Combination and Workouts	ACCOUNTING FOR WORKOUTS ACCOUNTING FOR WORKOUTS
Corporate and Project Finance	CORPORATE AND PROJECT FINANCE
Corporate Counseling & Legal Risk Management	CORPORATE COUNSELING & LEGAL RISK MANAGEMENT
フランス法Ⅰ	FRENCH LAW I
フランス法Ⅱ	FRENCH LAW II
ドイツ法Ⅰ	GERMAN LAW I

ドイツ法Ⅱ	GERMAN LAW II
イギリス法	ENGLISH LAW
中国法	CHINESE LAW
EU 法	EU LAW
アジア法	ASIAN LAW
開発法学（法整備支援論）	LAW AND DEVELOPMENT (LEGAL ASSISTANCE THEORY)
企業法務ベーシック・プログラム	CORPORATE LAW AND BUSINESS TRANSACTIONS: BASICS FOR WORKSHOP
企業法務ワークショップ・プログラム	CORPORATE LAW AND BUSINESS TRANSACTIONS : WORKSHOP
金融法務ベーシック・プログラム	FINANCE LAW : BASICS FOR WORKSHOP
金融法務ワークショップ・プログラム	FINANCE LAW : WORKSHOP
渉外法務ベーシック・プログラム	INTERNATIONAL BUSINESS TRANSACTIONS : BASICS FOR WORKSHOP
渉外法務ワークショップ・プログラム	INTERNATIONAL BUSINESS TRANSACTIONS : WORKSHOP
知的財産法務ベーシック・プログラム	INTELLECTUAL PROPERTY LAW : BASICS FOR WORKSHOP
知的財産法務ワークショップ・プログラム	INTELLECTUAL PROPERTY LAW : WORKSHOP